

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 七 号

平成二十三年三月三十日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 山田 正彦君

理事 梶原 康弘君 理事 佐々木隆博君

理事 津島 恭一君 理事 仲野 博子君

理事 柳田 和己君 理事 谷 公一君

理事 宮腰 光寛君 理事 石田 祝稔君

網屋 信介君 石田 三示君

石山 敬貴君 今井 雅人君

大串 博志君 岡島 一正君

加藤 学君 金子 健一君

近藤 和也君 篠原 孝君

田名部匡代君 高橋 英行君

玉木雄一郎君 筒井 信隆君

道休誠一郎君 中野渡詔子君

野田 国義君 松木けんこう君

皆吉 稻生君 山岡 達丸君

山口 和之君 吉田 公一君

伊東 良孝君 今村 雅弘君

江藤 拓君 小里 泰弘君

北村 誠吾君 坂本 哲志君

谷川 弥一君 保利 耕輔君

山本 拓君 吉野 正芳君

西 博義君 吉泉 秀男君

石川 知裕君

議員 高市 早苗君

議員 谷 公一君

議員 吉野 正芳君

議員 谷川 弥一君

農林水産大臣 鹿野 道彦君

農林水産副大臣 篠原 孝君

農林水産副大臣 筒井 信隆君

農林水産大臣政務官 田名部匡代君

農林水産大臣政務官 吉田 公一君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議 徳久 治彦君)

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議 加藤 善一君)

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議 皆川 芳嗣君)

政府参考人 (林野庁長官 雨宮 由卓君)

農林水産委員会専門員

委員の異動

三月三十日

辞任

石原洋三郎君

道休誠一郎君

松木けんこう君

伊東 良孝君

小里 泰弘君

同日

辞任

岡島 一正君

皆吉 稻生君

山口 和之君

皆吉 和之君

坂本 哲志君

吉野 正芳君

補欠選任

松木けんこう君

道休誠一郎君

石原洋三郎君

伊東 良孝君

小里 泰弘君

三月三十日

森林法の一部を改正する法律案(高市早苗君外

十六名提出、第百七十六回国会衆法第一六号)

は委員会の許可を得て撤回された。

三月二十九日

諫早湾干拓事業工事差止等請求事件の上訴に関

する意見書(長崎県議会)(第三二八四号)

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への参加

に反対する意見書(青森県東通村議会)(第三一八五号)

環太平洋連携協定(TPP)への参加に関する意

見書(茨城県大子町議会)(第三一八六号)

環太平洋連携協定(TPP)への参加に関する意

見書(茨城県利根町議会)(第三一八七号)

環太平洋経済連携協定に拙速な参加をすること

に反対する意見書(栃木県議会)(第三一八八号)

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への対応

に関する意見書(埼玉県議会)(第三一八九号)

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉参加

に慎重な対応を求める意見書(さいたま市議会)(第三一九〇号)

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)参加への

慎重な対応を求める意見書(埼玉県幸手市議会)(第三一九一号)

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への加入

反対に関する意見書(埼玉県鳩山町議会)(第三一九二号)

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への加入

反対に関する意見書(埼玉県ときがわ町議会)(第三一九三号)

環太平洋パートナーシップ協定(TPP)に関す

る意見書(千葉県議会)(第三一九四号)

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への

参加に反対する意見書(神奈川県葉山町議会)(第三一九五号)

外国資本による森林売買等に関する法整備を求

める意見書(長野県議会)(第三一九六号)

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定に関す

る意見書(長野県諏訪市議会)(第三一九七号)

環太平洋経済連携協定(TPP)交渉参加反対を

求める意見書(長野県立科町議会)(第三一九八号)

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉参加

反対を求める意見書(長野県長和町議会)(第三一九九号)

家畜の感染症に対する防疫体制の整備・充実等

を求める意見書(静岡県議会)(第三二〇〇号)

環太平洋連携協定(TPP)への対応に関する意

見書(静岡県富士宮市議会)(第三二〇一号)

「環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)」の参加

に反対する意見書(三重県大台町議会)(第三二〇二号)

環太平洋経済連携協定(TPP)交渉参加への慎重な対応を求める意見書(広島県大崎上島町議会)(第三二〇三号)

環太平洋経済連携協定(TPP)交渉参加に関する意見書(山口県防府市議会)(第三二〇四号)

環太平洋連携協定(TPP)への参加に慎重な対応を求める意見書(山口県下松市議会)(第三二〇五号)

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定への慎重な対応を求める意見書(香川県さぬき市議会)(第三二〇六号)

環太平洋連携協定(TPP)に関する意見書(愛媛県伊方町議会)(第三二〇七号)

環太平洋パートナーシップ(TPP)交渉に関する意見書(大分県議会)(第三二〇八号)

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への対応に関する意見書(鹿児島県大和村議会)(第三二〇九号)

高病原性鳥インフルエンザ対策を求める意見書(和歌山県紀の川市議会)(第三二一〇号)

米の戸別所得補償制度の見直し等を求める意見書(広島県議会)(第三二一一号)

米の戸別所得補償制度の見直し及び農業農村整備に関する施策の推進を求める意見書(熊本県議会)(第三二一二号)

高病原性鳥インフルエンザ対策を求める意見書

農林水産委員会議録第七号

平成二十三年三月三十日

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

農林水産委員会議録第七号

そのように決しました。

○山田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。梶原康弘君。

○梶原委員 民主党の梶原康弘でございます。

三月十一日に発生した東北・関東大震災で亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災した多くの皆様に心からお見舞いを申し上げます。

三陸沿岸の漁村あるいは仙台平野の穀倉地帯、日本の原風景というべきものであって、そこには人々の営みがあって、文化や産業や町が息づいていた。日本人にとって、まさしくふるさとというべきものであったというふうに思います。

そうした農山漁村が壊滅的な被害を受けたわけでありましても、次代の日本のために農林漁業、第一次産業を再生しようという意味で、当委員会は意識を共有しているというふうに思います。被災地の復旧復興が日本再生の原点であるという思いで取り組んでいかなければならないというふうに思っております。既にいろいろな要望が出されていると思いますけれども、やれることは何でもやっていただきたい、特別な事態でありま

すから特別な対応をしていただきたいというふうに思います。

この復旧復興については、国家を挙げて主導していくべきものでありますけれども、縦割りではいけません。ただ、多くの省庁にかかわっている問題でありますから、一元的な組織を持つて、強いリーダーシップを振るっていただきたい。そして、いろいろな知恵や工夫を総動員してやっていただきたいというふうに思っております。

いろいろな意味で再編が迫られるというふうに思いますけれども、単なる合理化や集約化あるいは大規模化ということではなくて、地域の声を尊重した、地域に根差したものでなければならぬし、また、環境やエネルギー、そんな課題にたいえるものであってほしいというふうに思います。

具体的なことはこれからでありましようけれども、どう再生をさせていくのか、被災地に希望の光が差すような、そんな大臣の決意あるいは基本的な考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○鹿野国務大臣 今回の想像を絶する大震災、この被害に遭われた漁業者そして農業者の方々、被災地に対しまして、今、人命救助と食料供給ということに全力を挙げておるところでございますけれども、漁業者の方々あるいは農業者の方々、果たしてこれからどう生きていったらいいか、大変な、考えられないぐらいの困難な問題を抱えて日々の生活、そういう中で、もう一度漁業をやってみたい、もう一度農地に戻って農業をやってみたい、こういうふうな方々の気持ちというものを私どもは最も大事にしていかなきゃならない。

そういう中に、そういう意欲を持って取り組んでいこうという人たちにできるだけ早く漁業なり農業にいそしんでいただくことができるようにしていく、このことが私どもにとって本当に頑張つてやっていかなきゃならないことではないか。

そういう意味で、まず短期的に急がなければならぬ、地域の瓦れき等々をいかにして排除するか、こういうところは一番急がれるところでございまして、そういう緊急にやらなきゃならない。そしてまた、漁業なり農業をやる上での最小限のものは何が必要かというようなこと等々、あるいはまた、これからの漁村、農村の復旧復興ということを考えてときに、これからの新しい一つの構想というふうなものを描く中でどう対処していくべきか。

いわば、急ぐもの、そしてその次に、そしてまたその次というふうな基本的な考え方の中で、被害状況というものをしっかりと把握しながら、そして現場の声というものを大事にしなごら、とにかくこれからの新しい、被災に遭われた方々の気持ちというものを最も大切にしながら、漁業の、そして農業の復興復旧というふうなものに全力を挙げて私どもは取り組んでまいりたい、この

ように考えているところでございます。

○梶原委員 福島原発の事故については、周辺住民のみならず、日本全体にとって本当に大きな深刻な問題であるわけでありましようけれども、一刻も早い収束を祈るものでございませう。

去る二十四日、福島県須賀川市の野菜農家の男性が自殺を図りました。福島県産野菜の摂取制限が出た翌日のことでありまして、大変残念なことでございます。御冥福をお祈りしたいというふうに思ひます。

まず一つ、原発にかかわる問題で、これは所管が原子力安全委員会、原子力安全・保安院、文科省、農水省、厚労省、食品安全委員会、食品安全担当大臣、さらに対策本部というのが原子力災害対策本部、福島原発対策本部といういろいろあるわけでありませう。いろいろ言いたいことはあるわけでありませう。きょうは農水省にお伺いしたい。

食品についても、本当に多岐にわたつていて、本当によくわからないなというふうな思い、どうも複雑らしいというふうに思ひます。

もう一つは、昨日も食品安全委員会から暫定基準についての報告があつた、こういうことでありますけれども、年間許容量五ミリシーベルトというの是一年間食べてということだろうと思ひますが、これは、一月食べても問題がないだろうということかなと。あるいは国際基準について、不適切とは言えない、こういうふうに通つていけるわけでありませうが、これはどういうことなのかなというふうに思ひます。

それから、福島県にあつても会津の地域からは、会津からは一切出ていないということであつて、なぜこれが県単位なのかな。あるいは、直ちに健康に影響が出ないということをよく聞かわけでありませうけれども、そうした政府の言葉が生産者や消費者にどう伝わっているのかなと。

本当にわかりにくい、ばらばらで、いいのか悪いのかよくわからないというところを感ずるわけでありませうけれども、こういうときにこそ、政治がはっきりとわかりやすい言葉で生産者、消費者に

物を言つていくということが必要なのではないかというふうに思ひます。

そこで質問なんですけれども、出荷停止あるいは風評被害によつて補償の対象とするということでありませうけれども、補償基準というのはどういうものなのか。そしてまた、日々運転資金にも事欠いているとか、厳しい状況にあるということとを聞くわけでありませうが、仮払いなり、一刻も早く措置をしてほしいというふうに思ひますが、この点について。そしてもう一つ、今農家が困つていのは、農繁期を迎えて、作付をしいのかどうかということでありませうから、土壌の検査も急いで、あるいは、それでも万一何かあつたときにはどうするのかというメッセージをはつきりと農家に伝えていただきたいというふうに思ひます。いかがでしょうか。

○鹿野国務大臣 出荷制限そして摂取制限というふうな措置が内閣総理大臣のもととられたわけでありませうが、このような出荷制限なり摂取制限を受けたことによつて、農家の人たちがあるいは酪農家の人たちが大変お困りになつておられるというふうな事態にあることは御案内のとおりでございます。

そういう中で、当然のことながら、このことについては、補償というふうなものがなされていくわけでありませうけれども、賠償が行われるまでの間、時間がかかる。このようなことから、その間どうするかというふうなことにつきまして、それまでのいわばつなぎ資金というののに対して検討するようにと官房長官の方から話がございまして、農林水産省といたしましても、直ちに検討に入つておるところでございます。

多数の農家の人たちが現金収入が途絶えている実態というふうなものを把握しながら、まず仮払いというふうな形がでないのか、こんなことも含めて今検討を進めておるといふようなことでございます。

また、もう一点。作付の時期に入つて、これから農林水産省として農家の人たちに對して具体的

にどういう方針を出していくかというようなこと
でございますけれども、米などの作物の作付とい
うものは、土壌の中に放射性物質がどの程度蓄積
されているのかということをも調査しなきゃな
らない。このようなことから、各県とも連携をと
りながら調査を進めておるところでございます。

そういう中で、県関係とも、今後ともしつかり
とした連携の中で、この調査の結果を踏まえて、
米などの作物に対してどういう判断に立ってい
かというふうなことは、作付がなされる前に一定
の方針というものをを出していきたい、このよう
に考えておるところでございます。

○梶原委員 農家の不安にしつかりとこたえる、
安心して作付なりができる、そういう措置を早く
とっていただきたいというふうに思います。

森林の方に移りたいと思います。

昭和三十九年に木材の関税がゼロになって、そ
れ以来、輸入が急増して、林業あるいはその産地
が衰退をしていった、日本の森林が崩壊をしたと
いうふうに思います。それから多くの国費も投じ
られてきたわけでありますけれども、決して森林
のための政策とは言えなかったのではないかと。木
材自給率は七三％から二四％に低下をしてしまっ
たということでございます。

日本に資源がないということが言われるわけで
ありますが、私は、これは全く間違いであって、
森林という貴重な豊富な資源、また水を豊かにた
たえた水田というのも貴重な資源であるし、また
日本は有数の海洋国家というかEEZも持つ国で
ありますから水産資源も豊富である、これをいか
に生かしていくのかということが大切なことだと
いうふうに思っております。

日本は森林資源を生かす、民主党は、森林・林
業再生プランというものを提案して、いよいよこ
の法案として実現しようとしているわけでありま
すけれども、そのスタートに当たった決意をお
伺いしたいというふうに思います。

あわせて、木材の自由化によってこうした一つ
の状況を招いているというふうに思うわけであり

ますけれども、TPPについては、昨日総理のお
話もあったわけでありますけれども、私はTPP
について慎重な対応が必要なのではないかとい
うふうに思っておりますが、それについてもお話
をお聞かせいただきたいと思っております。

○鹿野国務大臣 今先生がおっしゃるとおり、
我が国は世界にも冠たる森林国であります。森林
の果たす役割というのはどれだけのものか、私が
ちようちようと言ふまでもありません。これだけ
の森林があるからこそ我が国の国民生活が、安
心、安全な生活を送ることができ、こういうふ
うなことでもあるということとは過言でないもの
と思っております。

そういう中で、昨年におきまして、御承知のと
おり、公共建築物等木材利用促進法というよう
なことで、川下に対する対策等々が行われまし
た。今回は、まさに森林を、これから機能をし
つかりと発揮できるようにしていく、こういうふ
うなこと、荒廃した森林を再生するという、いわ
ゆる川上対策でもあるわけでございます。

ちようど私、私事にわたって恐縮ですが、二十
一年前に農林水産大臣を拝命したときには、森林
の再生をどうするか、二つだ、こう申し上げてき
ました。その一つは林道であり、そしてその一つ
は機械化だ、こう申し上げてきました。今日、二
十年以上たちましても、やはり荒廃した森林を再
生させるためには人が入らなきゃなりません。そ
のためにはどうしても作業道が必要だ。いわゆる
路網整備、その路網整備をすることによって機械
化を促進することもできる、こういうことでござ
います。

そういう意味では、今回のこの森林・林業の新
しい施策によって、まさしく森林というふうなも
のが再生することができ、そのことによって地
域の活性化にもつながる、こういうふうな認識に
立っておりますのでございます。ことしは国際森
林年であります。この国際森林年の年を新しい我
が国の森林再生のスタートの年にしていきたい、
これが私どもの基本的な考え方であります。

また、森林・林業再生プランというふうなこと
をやっていく上において、今、TPPの問題に触
れられました。

TPPにつきましては、六月に交渉参加をする
かどうかを判断する、こういうことでございま
すけれども、私どももいたしましては、とにかく
今、この森林再生というふうなもののスタートの
年ということ考えたときに、これから森林・林
業の再生の具体的な施策をしつかりと行っていく
というふうなことが最も大切なことだ、こんなふ
うな認識に立っておりますのでございます。

○梶原委員 しつかりとお願いをしたいというふ
うに思います。

震災関連で、これから仮設住宅であるとか、そ
ういった資材が大量に必要なようになってくるとい
うことでありますけれども、その国産材の供給体制を
どう構築していくのかということ、最大限頑
張っていただきたいというふうに思います。

また、もう既に資材不足ということが伝えられ
るわけであります。仮にも、売り惜しみであると
か買い占めというふうなことがあってはいけない
わけでありますけれども、そういうことについて
と、しつかりと供給体制を強化するということ
と、それから、そういう業界に対する監視を
しつかりと強めてもらいたいというのを思っ
ているわけでありますが、それについていかがであ
りますか。

○篠原副大臣 震災の後、木材需要が増すことは
確定ではないかと思っております。まずは仮設住
宅、それから、その後の復興住宅でございます。
我々は、こういったことを見通しておりました
ので、既に先手を打ちまして、震災後の三月十五
日、林業・木材関係団体との間で協議会を開催い
たしまして、復興用木材の供給の確保とか、今御
指摘にありました買い占めあるいは売り惜しみ、
それから価格のつり上げ等、こういったことにつ
いてしてはならないということ、それから、積極
的に協力、対応をしていきたいと思います。こ
で、マッチングの情報等の交換等をしておりま

す。これが一つでございます。

それから、合板について足りないのではないかと
いうようなことを言われ出しましたので、三月
二十二日には、合板の関係者の皆さんにお集まり
いただきました。これは、被害も受けておりま
す。東北の岩手、宮城が合板の生産の四分の一、
その四分の一の工場が被災をしております。こ
ちよつとその面から供給が不足するのではない
かということがございましたけれども、我々とい
しましては、国内のほかの工場で十分生産可能
だと思っております。

ですから、仮設住宅の需要にも十分対応してい
けるということで、そういったことをホームペ
ージ上にも記載しております。

それから、重ねて、投機的な売買、こういった
ことをしないように十分監視することにいたして
おります。

それでも足りなくて、やはり足りないんじゃない
か、供給不足が生じているんじゃないかという
ことがございましたので、三月二十八日も、三回
目になりますけれども、今度は、生産者側とそれ
から製材業者、全国素材生産業協同組合連合会、
これらに対しまして、木材産業への国産材の積
極的な供給を図るようにと。こういった時期に外
材に頼るというようなことは我々は余り好まし
いことではないと思っております。

住宅建設に当たりましては、木における地産地
消ですね、地元の材をちゃんと活用していただく
ということが地域の復興にもなっていくのではな
いかと思っておりますので、各省とも連携をとり
ながら、この点、積極的に進めてまいりたいと
思っております。

○梶原委員 よろしくお願ひしたいというふうに
思います。

法案についてなんですけれども、いまだに地方
の森林組合等において十分な理解が進んでいな
い。どうも既得権が奪われるんじゃないかとい
うような、そんな感じも受けるわけですけども、
森林業を産業としてしつかりと定着させるんだ、

こういうすばらしい政策だということをしっかりとアピールしていかなくちゃいけないんじゃないか。森林組合についても、一定のいうか、大きな力を出してもらわなくちゃいけないというふうに思いますが、そういったPRを十分にしたいです。

川下対策の充実とともに、そういったPRがまだまだ足りないんじゃないかなというふうに思いますが、その点についていかがですか。

○田名部大臣政務官 森林組合には、これから施業集約化の中心的な役割を担っていただけるものと期待をしております。ただ一方で、やはり、森林の整備への取り組みがおろそかになっているのではないかなという一部指摘があるのも事実です。

昨年の十月ですけれども、森林組合系統において大会が開かれました。その中で、目的、使命というところに、施業集約化と国産材安定供給体制づくりを最優先の課題として取り組むということが盛り込まれましたし、また、具体のプランづくりも最優先に取り組んでいくことが方針に位置づけられたところであります。

これからは森林組合連合会また都道府県としっかりと連携を図っていきたくと考えておりますし、これまでも説明会等を行ってきたわけですが、今後必要な研修会、会議等をしつかりと開きながら、森林組合の役割についてしっかりと御認識をいただきながら、協力して取り組んでいただけるよう意識改革を図っていきたくと考えています。

○梶原委員 地方自治体、山しかないような町でも、その町づくりについて森林政策を掲げているようなところが本当にないわけでありまして、林野庁も、そういったところにもっと積極的に、各自自治体で、地方で、森林をもっと生かした町づくりというものをPRしていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

効率的な施業であるとか地域経済の活性化、雇用の創出、林産材の活用、あるいは公共建築物の

木造化とかバイオマスとか観光資源とか、そういったところにしっかりと地域が取り組んでいけるような、そういう林業の活性化をもっと具体的に売り込んでいくということが必要ではないかというふうに思いますが、そうした対応をぜひお願いしたいと思えます。それについてお伺いします。

○篠原副大臣 梶原委員御指摘のとおり、海がEEZで資源大国じゃないかということをよく言われますけれども、私は、林業資源についても全く同じことが言えるんじゃないかと思えます。世界有数の森林国でございます。

地域の資源といった場合、特に田舎の町村は、森林面積というのが八割とか九割というところがたくさんあるのではないかと思います。こういったところを有効活用していくのは絶対必要ではないかと思っております。

まずは木材の需要でございすけれども、このために我々は、施業の共同化、それから路網の整備というのを今度の法律改正によりまして積極的に進めていくつもりでございます。

それから、非常に大事な点だと思えますけれども、ちよつと供給が滞っていたりしたもので、田舎の地域社会では非常に重要な地位を占めていた製材工場、これが相当疲弊している。これらに対するバックアップというの私は絶対必要ではないかと思っております。

それから次に、三つ目でございますけれども、地域に資源がある、それを、田舎の小学校、中学校も地域材を使わずに、コンクリートがいけないというわけじゃないんですけれども、そういった校舎になってしまっている。やはりこれはよくないんじゃないかということで、昨年、公共建築物につきましてはなるべく木材、地域材を利用していくという法律ができました。これを活用してまいりたいと思えます。

それから、四番目でございますけれども、地球温暖化防止とか低炭素社会へ向けていく、こういったことを考えた場合、今、被災地の皆さんは

寒くて困っておられるというのがあります。我々は、そこにもまきストーブ等を送っております。山村地域におけるバイオマス利用、こんな大げさなことを言わなくてもいいわけですよ。我々は、それを使っていたわけですよ。

こういったことを図りながら、地域の資源を活用する。そのときには、やはり市町村が大事な役割を果たしてまいるはずなんです。ですから、我々は、こういったことをちゃんと計画をつくってやる市町村に対しては全面的にバックアップしていく所存でございます。

○梶原委員 もう時間がありません。

最後に、学校教育についてのことなんです。森林についての教育を、教室の中のみならずできるだけ野外に出て、山の中、里山に入らせてそういった教育をしていただきたい。うちの小学校の周りは田んぼばかりですが、田植え教室というのがあって、年に一度、初めて入る、みんなきやあきやあ言っているわけですよ。そういうことでありますから、山に対しても、ぜひそういった親しめる事業を学校教育の中で取り入れてもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○徳久政府参考人 近年、都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化が進む中で、子供たちが森林を初め豊かな自然について学ぶ機会を確保することは重要である、こういうふうに考えております。

このため、文部科学省におきましては、豊かな体験活動推進事業におきまして、小学校の児童が農山村で森林の間伐や枝打ち体験等の林業体験を行う小学校の取り組みを補助いたしまして、子供たちの森林に親しむ活動が充実するよう取り組んでいるところでございます。

また、独立行政法人でございますが、国立青少年教育振興機構におきまして実施している子どもゆめ基金事業におきまして、NPO法人等民間団体の実施する、森林を活用した自然体験活動等に對しまして、助成金の交付を行っているところでございます。

今後とも、自然体験活動など、学校内外のさまざまな活動の機会を通して、子供たちが森林に接し、理解をしていく活動を推進してまいりたいと考えてございます。

○梶原委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○山田委員長 次に、坂本哲志君。

○坂本委員 自民党の坂本哲志でございます。震災が起きまして、きょうでもう二十日弱、十九日を迎えます。原発問題も含めて、皆さん方はまだまだ不安な日々を過ごしておられます。一日も早い復旧、そして強力な支援をしていかなければいけないと思いますが、いろいろな現地の声を聞くにつれて、やはり、対応の遅さ、後手に回っているところ、こういったものも見受けられます。政府におかれましては、まさに危急存亡のときでございますので、早急なるいろいろな対応策を打ち出していきたいと思います。そして実行に移していただきたいと思えます。

その震災の問題で、今質問にもあっていたようにすけれども、合板の問題です。

副大臣が、ちよつど私が入ってきたときに答弁されておられました。供給体制は大丈夫だということのような御答弁のようだったとお聞きしましたけれども、九州にいる私のところにも今もいろいろな問い合わせがあります。特に合板は、コンクリート型枠にも使えますし、それから、かわらの下に敷きます野地板にも使えますし、非常に用途が広くて、これから仮設住宅あるいは木造、復旧工事、いろいろなところに使われます。まだまだ不足が懸念をされますし、同時に、くいななども非常に品薄あるいは不足が心配されているところでもあります。

それは被災地だけではなくありません。日本全体に広がっております。私の息子は、委員長のおひざ元であります。対馬の壱岐で今清掃工場をつくっておりますけれども、とにかくベニヤが足りない、合板が足りないというようなことを言っている電話をいただきました。おれに言ってもしょうがない

いからそれは何とかおまえたちでしろというふう
に言っておりましたが、今後、さらに復旧が本格
化すれば、被災地だけではなく全国的な不足、
それによる工事の停滞、こういったものも考えら
れます。

今後の供給体制あるいは管理体制、そして段階
的なやりは供給組織、こういったものに對してど
う考えておられるのか、お伺いをいたします。

○篠原副大臣 仮設住宅需要が非常に急激に増大
しているということで、合板が足りないんじゃない
かという声が我々のところにも寄せられており
ます。それは、坂本委員のところだけじゃないん
じゃないかと思ひます。

原因は、岩手、宮城で二割ぐらい合板を供給し
ているわけですが、その大事な工場が操業停止に
なっている、これが原因でそういうことを言われ
ているんじゃないかと思ひます。ですから、先ほ
ど梶原委員の質問に對してお答えしたとおりで
ございますので、我々はそういうことを予測できま
したもので、既に三回ほど開いて、そういうこと
のないようにということを言っております。

それから、具体的に申し上げますと、西日本、
九州でもう不足しているんだということござい
ましたけれども、九州、それから中部あるいは
秋田というところでもまだまだ十分にごさいます
で、そういったところから回すなりして、絶対供
給不足ということにならないように、今後とも同
じように、必要とあらば会合を開きまして、万全
な供給体制をしいてまいりたいと思っております。

○坂本委員 東北地方のシェアは、私は三五%と
聞いております。二〇%ぐらいではないと思ひま
す。ですから、まだまだこれから深刻な不足状態
になると思ひますし、全国各地に、やはりこれが
今後経済的にも、公共事業としても、あるいは一
般住宅としても非常に深刻な問題になってくるこ
とは確実でございますので、こは先手を打って
いろいろな対応策、そして十分な現状認識とい
うものをしていただきたいと思います。

次に、自民党提出の法案についてお伺いをいた
します。

森林・林業再生プラン、これからさらに進んで
いくわけでありまして。全国の森林計画、あるいは
都道府県によりまして、全国の地域森林計画、そし
て市町村によりまして、その地域の森林整備計画、また
各地域で行われます森林経営計画、これまでの施
業計画、こういったものをしっかりと立てながら
森林の整備というものが行われていくというシナ
リオになっております。

そのためのまず第一段階としては、やはり新た
に、山林の所有者あるいは境界、こういったもの
をしつかりと把握すること、これが大切であらう
というふうに思ひます。

もちろん、森林法の理念として、だれが持つて
いても、だれが所有者であつても森林をしつかり
整備していかなければいけないという理念はあり
ますけれども、しかし現実的に、やはり所有者の
届け出というのは必要であると思ひますし、自民
党案におきまして、森林所有者等となつた者の届
け出義務を課しているということについては、私
は時宜を得たものであると思ひます。しかも、
今、外国人による森林の買収、こういったものが
行われておりますので、まさにこれは森林法の中
に入れるべきものであると思ひます。

しかし一方で、森林というものは、土地所有だけ
ではなくて、これは地上権あるいは賃借権、そし
て立木のみのも所有、いろいろな所有体系が多岐に
わたつております。届け出義務の対象というもの
をやはり絞つていく必要があるのではないかと
いうふうに思ひます。

それと、各自治体における届け出があつた場合
の作業につきましては、膨大な事務負担にもなり
ますので、この人的手当て、あるいは財政的手当
て、これをどのように担保していくかということ
も重要な問題でありますけれども、その辺はどの
ように考えておられますか、お伺いをいたしま
す。

○高市議員 どうもありがとうございます。届け

出義務の意義をお認めいただいたということ、大
変うれしく思ひます。

特に、登記簿などは、もうとつとに亡くなつて
しまつた明治時代の方のお名前のまま放置されて
いたり、そしてまた固定資産関係の帳簿につきま
しても、なかなか林業の関係、森林行政に活用し
にくい。特に、個人情報保護条例を定めておられ
るような場合にはそうなります。所有者が不明確
であるという状況をきつちりと改善していこう、
こういった趣旨で届け出制を設けました。

ただ、今委員が御指摘いただきましたように、
私どもの法律案で届け出の対象としておりますの
は「森林所有者等」となつておりまして、本当にこ
の所有権を持つていらつしやる方だけではなく
て、地上権、賃借権を持つておられる方、そして
また立木の買い受けをされた方なども含まれま
す。

そうなりますと非常に幅広いじゃないかとい
うことになるんですが、森林法では、勧告や命令な
どの措置の対象となるものは、土地の所有者に限
らず森林所有者等一般でございます。今回、この
届け出制を設けました趣旨といひますのが、森林
法上の勧告ですとか命令、これらの措置の対象者
をまず把握できるようにするといふ点にあること
からいたしますと、これらの措置の対象者と、そ
れから届け出義務の対象者を、範囲を合わせた方
がいいんじゃないか、このように考えました。

しかしながら、確かに、届け出義務の対象者を
絞るべきじゃないかという御意見があるのも理解
できます。例えば、森林の土地の所有者にのみ届
け出義務を課するところまで絞り込みましたら、
私どもが最初想定していたものとはちよつと
違つてはくるんですが、ただ、所有者から、森林
所有者等幅広く情報をたどつていくことは可能だ
と思ひますので、もしも地方自治体の事務負担が
過大になるというのを懸念するお声があるに
強いということでありましたら、届け出義務
の対象者を絞ることも検討には値すると思ひま
す。

○坂本委員 情報をたどつていくこと、そしてや
はり実態を把握していくことというのは本当に大
事なことでありまして。

ただ、自治体の中におきまして、森林所有者に
関する情報の連携がやはり不十分であるというふ
うに思ひます。国土利用計画法におきまして、一
ヘクタール以上は届け出る、それに林野部門の方
が頼つていくというような状況でもございます。

自治体間のこういった情報の共有というのは非
常に大事なことでありますけれども、そのことに
對する規定が特設設けられていないような気が
いたしますけれども、提案者におかれましては、こ
のことについてどう考えられますか。

○谷議員 お答えいたします。

坂本委員御指摘のとおり、現在でも、国土利用
計画法によつて、一ヘクタール以上ですけれど
も、届け出の規定がある、あるいは市町村の税務
当局には固定資産税の台帳がございます。しか
し、実際、それぞれの自治体の個人情報保護条例
で、情報共有というのが必ずしも十分になされて
いない。それで、我々としては、いろいろ検討を
したところで、我々としては、やはり独自に法律で
届け出制を置くこととして、森林の土地の所有者
などを対象として届け出義務を課す。

それで、情報の共有を、取り扱いはいろいろ国
の段階でしたとしても、最終的にはそれぞれの自
治体の条例にゆだねざるを得ないということがあ
るのではないかと判断したわけでありまして。

しかし、森林所有者などに関する情報共有の必
要性、重要性ということはいわゆる自治体内部の部
局間、あるいは自治体相互間における森林所有者
などに関する情報共有のための規定を設けること
自体は、何と否定するものではなく、委員御指
摘のとおり、大変大事なことでありまして、こ
うです。

○坂本委員 せっかくここまで行つたわけだ
と、次の作業として、そういった規定を設ける、
そのことによつてやはり自治体間でしつかりとし

た情報を把握しておく。このことは本当に大事だと思ひます。特に首都圏あるいは北海道、そういった、大規模な山林を所有する、あるいは水源涵養の保安林が存在するところ、こういったところにつきましては特に大事ではなからうかなというふうに思っております。

続きまして、今回の議員提案の中で、無届けで伐採したものにつきまして、内閣提出法案では造林命令について規定を置いているのに対して、自民党案では、造林命令に加えて伐採中止の命令についても規定を置いておられます。中止命令について規定を置くというこの意義、意味、自民党提案者としてどのように考えてこの規定を設けられたのか、お聞かせください。

○高市議員 現行法では、無届けの伐採については三十万円以下の罰金刑が科されるのみでございますので、市町村の長は、このような無届け伐採について事実上有効な監督手段を講じることができない、これが問題だと考えまして、自民党案では、伐採の中止命令及び造林命令について規定を置きました。

閣法でも新たに造林命令というものを置くというところで、これも考え方は共通なんですけれども、造林命令だけでは、行政が、今行われている伐採行為について把握をすることができても、直接的にその行為に対して有効な介入を行うことができませんので、自民党案の中止命令というのは、伐採行為に対する抑止効果という観点からぜひとも必要なものだと考えております。

○坂本委員 抑止効果を、いかにその効果を高めていくかというのは大切なことでありますので、この点につきましては、中止命令、これは何らかの形で盛り込むべきであるというふうに思っております。

それから、今回の地震につきましても、あるいは原発の問題につきましても、飲料水の問題あるいは水の問題、非常に、改めて私たちに水の大切さを教えてくれました。

特に、首都圏、大都市圏においての水の問題、

そのためには水源涵養保安林の確保について、これは自治体そして国に、重要な仕事のひとつとしてこれから重くのしかかってくるであろうと思ひますが、それに対して十分な財源、あるいはそれに足り得る財源が必要でありますけれども、法的にまだその財源が担保されていないように思ひます。

今回の議員提案には入っておりますけれども、具体的にどの程度の財政支援を考えておられるのか、お聞かせください。

○谷川議員 お答えします。

東京都などが行っていますが、最近、保安林を初めとして、水源の涵養等森林の有する公的機能を維持するために必要であると認められる森林等については、地方公共団体が改良を行い、みずから積極的に管理を行うということが行われております。

水源の涵養機能を有する保安林等は我が国の基本的インフラであり、これらの森林の整備及び保全が十分に行われるために、地方公共団体の意欲的な取り組みが積極的に行われる必要があります。国による財政支援の規定を設けたところであります。

現在、都道府県の保安施設事業として保安林買入れ事業を行った場合には、その経費の三分の一が国から補助されることになっており、この規定が設けられた際には、政府において、補助額の引き上げや、保安林以外の水源林等の改良に対する補助の創設など、地方自治体が保安林等の改良を行えることとなるよう十分な財政支援を行うこととなっております。

○坂本委員 市民あるいは住民の健康と命を守る水であります。憲法上の問題を含めて、やはり国は十分な措置をとっていかねばいけない。やはり三分の一の自治体の補助というのは、私は少な過ぎるというふうに思ひます。地方六団体等も含めて、やはりこの補助率のアップ、充実をこれから求めていくべきであると思っております。

続きまして、閣法の方につきまして御質問を申

し上げます。

先ほど自民党提案の法案について質問をいたしましたけれども、今回の森林法の一部改正法案では、森林所有者の届け出規定がありません。これから森林整備あるいは森林・林業再生プランを進めていく上で基礎となる、境界とかあるいは所有者とか、これは絶対把握しておかなければならないことであると思ひます。そして、この時期になつて、外国からの所有者あるいは外国資本の進出、こういったものも聞かれていますのでございまして、私は、今回の森林法にこの届け出義務というものをやはり入れておかなければならなかったのではなからうかというふうに思ひます。

森林所有情報の必要性を感じていらっしゃるのか、あるいは、なぜ今回その届け出義務を設けなかったのか、大臣にお伺いいたします。

○鹿野国務大臣 現行法上、森林所有者情報につきましては、市町村や森林組合など地元のものなというふうなことでございまして、登記簿情報なり地籍調査の情報なり、国土利用計画法によるところの売買の届け出等ということによつて、そういう情報を利用して把握しているというのが実態でございます。

さらに、今回の改正法案につきましては、森林所有者が不明の場合でも、都道府県知事の裁定により施業代行者が間伐を行うことができることとするともに、路網整備のために、土地の使用権の設定に当たつて必要となる意見聴取の手続が進められるような措置もしたところでございます。

このように、現行制度のもとで森林所有者情報を把握しつつ、今回の改正により、森林所有者のいかに問はず、森林の適正な整備、保全を図るための制度が整備されるというふうに考えまして、森林所有者情報の把握の規定までを新たに盛り込むということはしなかったというところでございします。

○坂本委員 把握をぜひ進めていけるような体制をつくっていただきたいと思ひますし、特に、近年言われております、外国資本によります森林の

買収あるいは売買、こういったものに関しては、林野庁と国土交通省の方で、情報交換によつてその取引実態を調査されているというふうにお伺いいたしました。昨年十月だったと思ひますけれども、林野庁あるいは国土交通省、それぞれ課長通知によつて、各自自治体で実情あるいは実態を把握するようというような通知が行われたというふうに聞いております。

直近の情報で、あるいは現在把握されている部分で、外国資本による、あるいは外国人による森林の売買、所有、それはどういうふうになっているのか、そして、それを今後どういう情報として管理していかれようとするのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○篠原副大臣 昨年秋季ごろ、週刊誌に、外国資本による水源林の取得等が書かれたところでございします。それから、こういったことについての本も出版されました。そういったことがありまして、外国資本が、将来の世界における水不足を見込んで水源林の取得に乗り出したんじゃないか、それでいいのかということ、各方面から指摘がありました。

こういったものがあつたので、平成二十年六月以降でございますけれども、都道府県等への聞き取り調査、事実確認調査を我々がしてまいりましたが、十月には、国土交通省と連携いたしまして、都道府県の土地対策担当部局が保有する、国土利用計画法に基づくものでございます、平成十八年から二十一年の四年間の森林売買に関する届け出のうち、居住地が海外にある法人及び個人により森林が買収された事例について、都道府県を通じて全国調査を実施いたしまして、十二月の九日に調査結果を公表しております。

その調査結果でございますけれども、居住地が海外にある法人及び外国人による森林の取得事例は全国で三十件、そのうち北海道が二十九件、兵庫県が一件でございます。総面積は五百七十四ヘクタール。その規模でございますけれども、全国の民有林の合計面積千七百万ヘクタールのうち

○・〇〇三%。これは言ってみれば小さいウエートではないか、大きいと言う方もおられますが、私は小さなウエートではないかと思っております。どういったことに活用されているか、取得目的でございますけれども、これは都道府県からの報告によらなければならぬでございますけれども、大部分が資産的な保有というふうに関しておられます。

今後ともこういったことが行われるおそれがありますので、外国資本による森林買収の動向を把握するということが非常に重要なことだと考えております。平成二十二年の森林売買につきましても、国土交通省と連携いたしまして、十二月までどのような売買が行われていたかというのを今調査いたしました、実施しているところでございます。これが取りまとまり次第、結果を公表する予定となっております。

○坂本委員 外国人や外国資本を必要以上に拒否するということは、WTO上も、あるいは二国間協定上もなかなか難しいものがあると思えますけれども、資産として購入する、しかしそれが実態として将来どうなるか、そういう情報はしっかりと把握しておかなければ、いざというときに非常にやばい我々の社会そのものが困ってしまうというふうになりますので、ぜひこは、それぞれの省庁横断の組織をつくってしっかりと現状把握をしていただきたいと思っております。

続きまして、民主党政権の森林・林業再生プラン、このことについての全体的な質問をさせていただきます。

この森林・林業再生プラン、民主党政権の中で、これまでいろいろな形で法案化もされ、あるいは制度化もされております。そのベースとなっているものは、コンクリート社会から木の社会へというようなことのようにありますけれども、大臣、この意味するところを聞かせてください。

○鹿野国務大臣 副題といたしまして「コンクリート社会から木の社会へ」、こういうふうなことでございますが、森林・林業の再生プランは、

資材としてのコンクリートというものを否定するということではございませんで、建物や物品などの、木材を使えるところは極力木材を使用するというようなことに努めることによりまして、低炭素社会づくりに貢献しようというふうな考え方でございます。

また、木材あるいは木質バイオマスの利用を拡大するということは、山村の主要な資源である木材の生産、流通、加工を通じて、林業なり木材産業の振興あるいは森林整備にもつながってくる、こういうふうなことから、山村地域の活性化を図る上でも重要な、こういう認識を持っているところでございます。

こうした考え方のもとで、森林・林業再生プランの実現に向けて、さまざまな分野で木材ができるだけ多く利用されるように取り組んでいかなきゃならない、こういう考え方でございます。

○坂本委員 キャッチフレーズというのは、よりわかりやすくというふうなことでありますけれども、それが誤ったメッセージとして国民の方々に受け取られるならば、それは私は政策的に非常に大きな過ちを犯してくるであろうと思えます。

これまで、治山工事、治山ダムあるいは地すべり工事、いろいろな森林土木あるいは森林の防災工事もやってまいりました。それによってどれだけの多くの方々の命が救われたかわかりません。そして、これからの命が救われたかわかりません。そこで、私たちはこの治山という問題についてしっかりと取り組んでいかなければいけないと思っております。

その一方で、ぬくもりのある社会をつくるために、ぬくもりのある社会をつくるその要因の一つとして、やはり木は欠かせないものであります。木造住宅、あるいは公共施設に対する木材使用、そして街路樹も含めて、さまざまな木のぬくもりというものをやはり私たちは求めていかなければなりません。

ですから、単純にコンクリート社会から木の社会へということならば、それは私は、政策の選択

として誤りであるというふうに思います。言葉遊びが過ぎますと、政治、政策そのものがやはり誤った方向に進むと思っておりますので、それは民主党のロゴかもしれないけれども、私たちがとしては、やはりしっかりとした言葉なり、しっかりとした国民へのメッセージというものを今後発信していく義務と責任感があると思っておりますので、ぜひその辺のところは大臣及び政務三役の方々にしっかりと受けとめていただきたいと思っております。

それから、民主党政権の森林・林業再生プラン、私は一定の評価をしております。

戦後植林されたさまざまな山林地域がまだまだ使用できなかったということもあり、これまでいろいろな努力を自民党は進めてまいりましたけれども、なかなか思いどおりにはいかなかったところもあります。

今回のプランでは、先ほども言いましたように、具体的に、そして体系化されたというふうなことで私は評価をしたいと思えます。一方で、自治体、あるいは森林組合、そして山林所有者、こういったところに関わりとした責務というものを与えたこと、そして緊張感を持たせるということ、このことについては、やはりこれから大事なことであります。その方向は間違っていないというふうに思います。加えて、施業の集約化そして規模拡大、これは今後の方向性としては自民党と同じものであるというふうに思いますし、例えば、自民党が平成十八年より始めました、国産材利用拡大を図るための林業と木材産業が連携をした新生産システム、こういったものがさらに進められていくという期待感を持っております。

林業の方はそれでいいわけですが、ここは農林水産委員会です。であるならば、一貫した、こういう集約化なりあるいは体系化なり、これが必要でありますけれども、農業の方を見ますと、これは戸別所得補償制度で、弱小と言いたい方はおかしいんですけども、小規模農家も兼業農家も、あるいは専業農家も、そして担

い手農家も同じように補償する、私たちから言わせればばらまきの農政になっております。

林政と農政、本来ならば同じ方向に進まなければならないところでありまして、これが全く逆のベクトルで作用しているということは、今後の一次産業に対して大きなやはり過ちを犯すことになってくると思えます。

この政策の矛盾について、どう考えられておりますか。

○鹿野国務大臣 今、先生からの御指摘は非常に重要なポイントだと思っております。

そこで、とにかく、農業におきましても林業におきましても、意欲のある人はだれでも林業にも農業にも取り組んでいくことができる、このことが私どもの基本的な共通の考え方、方針でございます。

林業におきましては、小規模な森林所有者が個々に、例えば具体的に路網整備しようというふうな考えておられる人もおられます。また出てくると思えます。しかし、その場合に、面的なまとまりがなければ路網がつながるといふようなことにもなりません。ですから、では機械を入れてみるかといってもなかなか困難でございますし、また木材の搬出をするということについても難しいという状況であります。

ゆえに、このようなことを克服していくという意味において、集約化によって面的にまとまりのある森林に対して具体的な措置が講ぜられるように、この森林管理・環境保全直接支払い制度を新しく創設したということでもあります。

この場合、今先生の御指摘の小規模な森林所有者についてはどうなのかということになるわけでありまして、もちろん、他の森林所有者と共同して、あるいはまた周囲のほかの森林所有者の方々から経営を受託するということによって参加もできるわけでありまして、自分でもできるというふうなことから、決して矛盾するということではないものと思っております。

○坂本委員 いや、私は、農林水産大臣として、これは今の林業の立場で聞いているわけですが、けれども、農政の立場として、農林大臣の農の大臣としてどう考えているか、農業者の方はどうなのかというところをお伺いしたんです。

○鹿野国務大臣 私は、農業者の場合も、もっと集約化したい、規模拡大したい、こういうふうな思っておられる農家の方々もおられるわけでありまして、私も、いろいろな事情からそういうことができない人でも、規模は小さくても、おれは本心に農業の担い手として頑張るんだという人もいます。そういうふうな人たち、意欲のあるそういう農業者に対してはやはり一定の支援をしていくというふうなことも大切なことではないか、このようなことから販売農家の人々を対象としたというふうなことでございます。

○坂本委員 やはりそこは、今の戸別所得補償制度、これを見直さない限り、そして新たな農政の方向性をつくらない限り、林政と同じような方向には進みませんよ。私たちは、今度、担い手総合支援新法というものを出すことにしております。結果として、戸別所得補償制度、小規模な農家の所得を少し引き上げることに役立ちました。しかし、専業農家はやる気をなくしました。そして、米は暴落をいたしました。このまま二年三年こういう状態が続いていけば、やはり強い農業あるいは足腰の強い農業、こういったものは絶対できないというふうに思っております。

再度、農業の方向の行方、方針転換、このことについてお聞かせください。

○鹿野国務大臣 私どもは、当然、今先生から御指摘の、規模拡大して生産性の向上を図っていくというふうなことは非常に大事なことでござっております。

しかし、そういう中で、では、どうしたら集約化ができ、そして生産性の向上を図ることができるかといえ、ある程度基本的な、農業者全体の人たちの理解というふうな中で進めていく。こ

のようなことから、まず、規模は小さくとも、今後規模加算することによって集約化する。いわゆる集落営農をやられたり、あるいは法人化をするなりというふうなことに對してはきちっと取り組んでいくんですよというふうなことを政策として行うことによって、では今度はまとまっていくかというふうな意欲、新たな意欲を持ってもらう。そういうことによって、これから構造改革を進めていきたいというのが基本的な考え方でありま。

○坂本委員 現在の制度をそのままにして規模加算等だけを加えていくならば、これは屋上屋を重ねるだけで、財源的に当然もちません。私たちは、いざ出してみます担い手総合支援新法というのは、やはり世代交代を進めよう、そして、新規就農者そして後継者、こういった者を育てるための制度としてはどうすればいいかというふうなものを、制度をひとつ考えよう、そして、高齢者の方あるいはリタイアを考えられている方にはどういう保障をして、そして、世代交代なりあるいは担い手の交代を進めていけばいいか、抜本的な、強い農業をつくるための法案を用意いたしております。まさに、この森林・林業再生プランはそれと同じような体系立ったものであるというふうに思います。

いざ、この林政と農政は同じ歩みをしていかなければ、農村、山村、それぞれともに歩いていけないというふうな私自身は思っておりますので、どうか大臣、考えがもしおありでしたらお聞かせください。

○鹿野国務大臣 冒頭に申し上げたとおり、先生の御指摘は、まさしく私ども共有の認識を持っております。農業を、これからどういう形を目指して進めていくかということは、当然、農業の集約化、すなわち生産性の向上は、どのような事態になってもその旗をおろすわけにはいかない、こういう考えであります。

ただ、そこをどうやって集約化していくかという手法なりやり方というふうなものにおいては、

いろいろ考え方があ。私どもは、まず農業者全体の人たちの理解の中で集約化を進めていく、こういうことですから対象とした。しかし、今後集約化を進める上で、これは一体となった方がいいんだ、収入も得ることになるんだというふうな、こういう施策によって集約化を促進していくというふうなことでありまして、基本的な方向性は私どもは変わらないと思っております。

○坂本委員 基本的な方向性は変わらないことはわかりましたけれども、林業と農業のそこでの違いは、農業の場合には米があります、野菜があります、畜産があります、そして花卉があります、果樹があります、農業の中でもさまざまな種類があるわけですね。これをどのようにしていくかということは、これは林政とはまたちよつと違った難しさを持っておりますので、ここは、私たちは私たちの手法でこれらのあり方を探してみたいです。

それから、また林政の話に戻ります。森林・林業再生のこのプラン、やはり、これが成功するかしないか、うまくいくかいかないか、最終的には、これまでの森林施業計画、今度新しくなるところの森林経営計画、これが実動するかどうか、実行に移されるかどうかということでありま。今回のものは机の上でかいた絵でありますので、その絵としては非常にうまくできています。そして、やはり、こういう体系立ったわかりやすい形の林政というものを進めていかなければならない。

しかし、現実にこれを現場に当てはめた場合に、例えば百ヘクタールを単位として一つの林班として、そしてその中で幾つかの団地をつくっていく。そのときに、では、その中でどのくらい境界線が確定しているのか、あるいはどのくらいその中に中小の林家の方がおられるのか、そして、その方々にどう協力を求めていくのか、これは非常に難しい問題です。これができなかったから、今まで非常に自民党の林政というのは苦勞した

わけです。これが机の上で描いたとおりになれば何ら問題はなく、民有林も国有林と同じような形の施業なりあるいは森林管理ができるはずであります。これがなかなかできない。

しかし、これをこれからやっていかなければいけない。それは、やはり森林組合も、そして町村も、あるいは都道府県もこれに精力を注いでいかなければなりませんけれども、市町村においては、林業に携わっている職員というのは一人か二人です。ですから、現実的には森林組合がそれを受託する形でこれから経営計画をつくり、そして説得をし、理解を求めて実行に移していかなければなりませんけれども、そういったノウハウ、あるいはそういった研修、これまでやれなかったことをやるというからには、それなりのやはり体系的なものがもう一つなければいけないと思えますけれども、その辺をどのように考えておられますか。

〔委員長退席、津島委員長代理着席〕

○篠原副大臣 小規模零細という点では、坂本委員御指摘のとおり、農業も林業も変わりないのではないかと思います。

我が国の森林所有の構造でございますけれども、一ヘクタール以上の森林所有者、九十一万戸でございますけれども、その七五％が五ヘクタール未満です。御指摘のとおり、境界がどこにあるのかわからない、おじいちゃんぐらいいしかわからなくて、今の当主の皆さんはわからないといった状況で放置されているのが現状ではないかと思えます。

我々は、こういったのをそのままにしておくわけにまいりませんので、きちんと計画をつくって、集約的な施業計画を立ててやっていくということ、これをこの法律に基づいてやろうとしているわけでございます。

一番理想なのは、林家自身がそういった共同の計画をつくっていくのがいいわけですが、それはなかなか難しいというところでございまして、これはもう自民党政権下でやっていただい

おりますけれども、森林施業プランナー、こうした人たちに活躍していただきまして、この人たちに付くっていただく、そして一緒に規模拡大をしてやっていくということでございます。

いろいろな政策を仕立てております。例えば、ソフト事業で二つ。森林経営計画の作成に必要な森林情報の収集、境界確認や、林家との合意形成などの集約化活動に対する支援でございます。それから二つ目は、間伐等の施業内容、経費、木材販売収入などを示して森林所有者の合意形成を図り集約化の推進役となる森林施業プランナーの育成でございます。来年度にはもう、二千人ほどの方々がこういったことで森林施業プランナーになっていただくことになっております。それから、ハード事業といたしましては、間伐や、間伐と一体的に行う森林作業道の整備に対する支援。

このソフト事業、ハード事業相まって、小規模林家の森林についても、森林組合等が中心になりまして、経営計画をつくり、施業の集約化をしてまいりたいと思っております。

○坂本委員 そのことはこれまで自民党時代もやってきたんですよ、いろいろな形を変えてやってきた。しかし、なかなかできない。今度は、それに、今言われたプランナーがあり、あるいはフォレストがあり、そしてさらに研修制度を積んでと。それはそれで十分納得はできます、理解もできます。

それが実際現場におろされた場合にどうなるか。そして、何よりも、団体職員の方々の意欲とかがあれば、やはりなかなか前に進むものではないというふうに思います。

今回のこの森林・林業再生プランをつくられた方はドイツをモデルにということでありまして、ドイツは、日本と違って、急傾斜、急斜面が非常に少のうございまして、実態と合うかどうかというようなことを非常に懸念するわけですが、傾斜も、高度が高くて、そして日本と似たような

ところがあります。しかし、その分だけしっかりと地籍調査や境界の確定、あるいは森林所有者の確定、こういったものもなされております。

これは私たちも腕の見せどころというところで、遠目には見ておりません。やはり協力するところは一緒に協力しますけれども、もつと詰めたいろいろな議論、こういったものが必要であるということをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○津島委員長代理 次に、吉野正芳君。

○吉野委員 今度の災害で亡くなられた方々、本当にお悔やみを申し上げます。また、被災された方々に対して心からの御見舞いを申し上げます。私は、福島県です。私の選挙区がまさに原発のところであります。今、原発の災害は現在進行中です、続いていきます。双葉郡の八ヶ町村、七万二千名おります。双葉郡を離れて、遠くは埼玉県、また県内の会津地方等々へ町民、村民が全員避難しております。私の住んでいる福島県いわき市は、一部、三十キロ圏内にあります。この方々は屋内退避ですけれども、ほとんどの方々は避難をしております。そして、三十キロの外にある私たちのいわき市も、屋内退避みたいな形で、極力自宅にいてください、外に出るときにはマスクをし、手袋をし、そして外に出てください、こう指示がされております。特に双葉郡の方々は、浪江町請戸港という漁港があります、津波で今九百名近くの方々が行方不明です、この捜索もできずに今避難している。災害は現在続いている。このことをぜひ理解していただきたいと思っております。

先ほど梶原委員の方から、春の農作業をしているのかどうか、お話がありました。大臣の答弁で、土壌検査をしてみてもそれから判断をする、という答弁がありました。全く現実の認識を欠いていると思っております。災害は続いているんです。いつの時点で土壌検査をしてオーケーかノーか判断するんですか。災害は続いているんです。ですから、早く、農作業をしていいよ、だめだよ、こう

いう指示を政府として出していただきたいんです。

私も被災者の一人です。被災者の心として、私たちのいわき市は三十五万都市です。約二割から三割は、原子力の災害が起きたときに不安で不安でたまらなくて、東京、県外に避難をしました。でも、落ちついてくると、今多くの市民が戻ってきました。ひところはゴースタウンです。コンビニもあいていない、スーパーもあいていない、ガソリンもない、お医者さんもない。産婦人科はたった二軒しかあいておりませんでした。三十五万都市です、ここで産婦人科はたった二軒です。避難しないで頑張つて、二十四時間頑張つたところ、ここに粉ミルクがないから、私も東京から戻るときに粉ミルクを買って、一時間待ちました、日立市で。待つて粉ミルクを買って、幼児用のおむつを買って届けました。

今、災害が続いている。そういう中で土壌検査をして、その結果、農作業をしていいか悪いか出すなんというところは、本当に現状を認識していないので、大臣、そのところを御答弁願いたいと思っております。

○鹿野国務大臣 吉野先生が、今回の東日本の大地震に対して、被災地をお回りになられ、そしてまた原発事故によって、考えられないくらい苦しい思いの中のこの実態というものを把握するべく、現場の声を聞きになるべく懸命の努力をなされていることに対して、心から敬意を表させていただきます。

そういう中で、今もう農家の人たちは、作付をどうするか、せっぱ詰まっているんだよ、こういうお話でございます。ですから、早く方針を出せ、こういうお話でございます。このことについては、私も、私も、いよいよ春の農作業を間近に控えて、そして田植えを含めたことしの営農計画をどうしたいのか、早急に立てることが差し迫っているんだという認識に立っております。

そういう中で、今後作付などを米などの作物については、やはり、土壌に高濃度の放射性物

質が蓄積しているというようになり、ますならば、作物に吸収され、暫定規制値というものを超す可能性があるというようなことも含めて、放射性物質というものがどの程度蓄積されているかという調査も踏まえて判断する必要があるのではないか、こういうふうなことでございまして、今、出荷停止等々の指示がなされた関係県の土壌調査も行っているところでございます。

ですから、基本的には、もう差し迫った作付の時期というふうなものにとにかく間に合うように私どもの一定の方針を出していきたい、こういうふうな考えているところでございます。

○吉野委員 その認識不足と言います。原子力をきちんと閉じ込めて、もう放射性物質は出ないんだ、こうなつてから土壌検査をして、ここはつくつていいよ、だめだよ、こういうことであればいいんです。現在進行中なんです。放射性物質はほとんどどこにも出ているんです。今土壌検査をしても何の意味もないでしょう。だから、早く、作付をしてください、だめです、この判断をしてほしいんです。

被災民の心は不安でいっぱいなんです。この不安を取り除くことは、私自身も経験しましたけれども、日常生活に戻ることもなんです。ふだんの生活に戻ること、これが一番不安を取り除いて冷静な判断ができる。これは私が体験した、本当に、日常生活がいかにか、ふだんの生活がいかにか冷静な心を持つことができるかわかります。

ですから、農家の方にも、ふだんどおり田植えをしてください、野菜の種まきをしてください、もしそれがだめならば全額国として補償します、このくらいの強いメッセージを出してほしいんです。大臣、いかがでしょうか。

○鹿野国務大臣 重ねて申し上げますけれども、とにかく、作付の時期が迫っているというようの中におきまして、農家の人たちの作付に間に合うように一定の方針を出してまいりたいと思っております。

○吉野委員 今のお言葉、本当に、大臣答弁です

まず第一に、体内被曝を防ぐためには、暫定規制値以上のものにつきましては出荷制限する、それ以下のものは流通していただいていい。つま

同心円で放射能汚染が広がっているというふうに皆さん思っていると思いますけれども、現実には違っています。風向き、風力、地形、これによって、本場に、原発に近いところでも余り線量の、汚染がされていないところ、文科省のモニタリングポストのデータが毎日毎日リアルタイムで出ていま

こういっことは、消費者の皆さんに不安を与えてはいけませんので、これから定期的に検査をきちんといたしまして、暫定規制値を上回ったか下回ったかというのをきちんと公表してまいります。

それから、工場の被災ということについて、やはり大きな合板工場等も国産材の利用者として大変重要な機能を担っております。その被害の事態をまずはよく把握するというところでございますが、それに向けてどういった支援が可能なのかという点について、これまでの経緯等々にとらわれることなく、どういった支援策ができるのかと

いうことについて真摯に検討してまいりたいというふうに思っております。

○吉野委員 石巻工場の復旧よりも、既存の、特に岐阜にも新しい工場をセイホクさんはつくられましたので、そこをフル稼働して間に合わせる。原木供給だけは、本当に責任持って林野庁、お願いしたいと思っています。

また、仮設住宅なんですけれども、全建連、いわゆる大工さんの組合、全国組織でございます、この間こが、合板を使わないで杉の板だけで仮設住宅、三十平米、九坪ばかりですけれども、こういう仮設住宅を青木会長が開発をいたしました。杉の板、六分板、ですから十八ミリです。そして幅は六寸、十八センチです。全部六分と六寸で、この杉板を外壁にも使う、床材にも使う、天井板にも使う、野地板にも使う、すべてこの画一した板を使ってやる。合板は使わない。そして窓枠も、六分と六寸ですから窓枠にも使える。一枚の部材ですべての家の用途に使える、こういう仮設住宅を開発してやっておりますので、林野庁としてもこれをちょっとバックアップしていただきたいんですけれども、御見解を伺いたいと思います。

○皆川政府参考人 お答え申し上げます。

全建連の仮設住宅といいますが、それについて私も見せていただきました。

仮設住宅と申しますと、非常に短期間に大量の建築をしなければいけませんという中で、これまで地域材を使ったというような取り組みは余り例がなかったんではないかと思えます。そういう意味で、全建連の提案されていること自体、大変に私どもも評価しております。

私どもも、今までも、顔の見える住宅づくりというところで、工務店の方々がそういった形で地域材を使って建てられるようなことについて支援をさせていただきました。

今回の仮設住宅の件につきましても、私も一応、国土交通省の副大臣がヘッドになりました、仮設住宅をしつかり建てる推進チームというものが

の一員になってございますので、その中でも、全建連のこの住宅ということについても御紹介もさせていただきます、またその仕様についても、そういった中で、こういったケースがあるんだということについて幅広く皆さんにもお知らせをして、こういった取り組みがより進むように努力してまいりたいというふうに思っております。

○吉野委員 プレハブの仮設住宅よりは、国産材、杉で囲まれた仮設住宅に住むこと、一番は不安が取り除かれる、心が穏やかになる、本当に十分なる効果があるかと思えますので、ぜひ推進をしていただきたいと思います。

仮設住宅が終わって、次は、ちょっと先の長い話ですけれども、復興住宅、かなりの数がこれからつくられると思います。先ほどの数がこれかしての住宅資材、こちらの方を私は大変心配しているものです。この点について、農林省でもとめられた、先ほど御答弁ありましたけれども、もう一度、私の心配を取り除くことができるような、そういうきちんとした住宅資材を今手当てしているのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○皆川政府参考人 お答え申し上げます。

まず、仮設住宅についても、住宅資材、一般に、木材だけではなくさまざまな資材がございます。例えば断熱材がどうか、さらには、いろいろな意味での什器といいますが、水回りの施設等々もござります。そういったものにつきましては、私どもは、国土交通省の住宅局、さらには経済産業省、あと環境省等々と連絡会議を設けておりまして、そういった資材に関する、ちゃんとした供給ができるようにといったような形で各業界指導を、横の連携もとりながらやろうということにしております。

今後、復興ということになりますと、ますますそれが長期化するということでございますので、特に私どもは木材でございますが、それに向けての供給体制をしつかり組むということをやっているかなきゃいかぬということで、これはまことに、

山から川中、川下まで通じた、どこでも目詰まりがないような形ということをつくっていくということだと思っておりますので、そういったことについて遺憾なきを期してまいりたいというふうに思っております。

○吉野委員 特に原木の確保、製材工場が増産できるように形でしっかりと役所も取り組んでいただきたいと思います。

そこで、ちょっと心配なのは、やはり、先ほど買い占め等々の、価格の高騰なんです。どこまで価格の高騰、私はかなり上がると思うんですけども、その辺の、抑えるすべ、価格高騰を防止するすべ、どういう対策があるのかお聞かせを願いたいと思います。

○皆川政府参考人 お答え申し上げます。

まずは、そういった仮需が起るということとは、情報の不足ということに起因することが多いというふうに思っております。その意味で、例えば合板についてもそういったことがあり得ると思っております。やはり、今回東日本の工場が大きく毀損したということをとらえて、どうも合板が足りないんじゃないかといういろいろな思惑が今相当、日本全国回っているところでございます。

それに対する大きな施策としては、まず、とにかく供給余力がどのくらいあるのかということについて、業界、それから政府を挙げて、その実態を明確に国民の方々に示していく、情報の偏在をさせないということがあるんだと思えます。その意味で、私どもとしては、まず協議会を設置して情報の共有を図る、また、業界からも政府からも、そういった需給関係の情報についての確かなのでいくということが大事なんだと思っております。

もう一つは、中期的な問題になりますと、やはり安定供給の体制ができていくということが大事でございます。その意味で、木材でありますれば原木供給体制ということをしつかりつくっていく。その意味でも、今回森林法の中でも、川上から

らの体制をつくるということをやっていく、集約化をしていくことによって安定供給をつくるということをやっていくこと自体が大きな意味で供給の安定につながるということだと思っております。

そういう意味では、情報のいわゆる伝達の仕方、共有の仕方ということ、さらには安定供給体制をどうつくるかということを通じて、そういったいろいろな意味で思惑に基づくような価格の高騰が起らないようにぜひしていきたい。

また、もしそういったことになりましたら、当然、国民生活の安定を阻害することについてのさまざまな法制も既にありますので、場合によればそういったものの活用ということもあり得るかと思いますけれども、まずは情報を的確につないでいく、安定供給をしていくということで取り組みたいというふうに思っております。

○吉野委員 ある意味で少し私は安心しました。本当にしっかりとお願いしたいと思えます。

それでは、山の話に移りたいと思えます。日本の山がなぜここまで衰退したのか。戦後、復興に向けて日本の、特に林野庁の果たした役割は大きな大きなものがあります。でも、なぜ外材に負けたのか、日本の国産材が負けたのか。私は、二つ理由があるかと思えます。

最初は、価格が、外材が安かったから、きちんと日本の国産材を打ち負かしたんだというのが一般的な考え方といえますか、思われ方でありま。でも、今現在の価格水準は、国産材の方が安いんです、外材が高いんです。にもかかわらず、外材をどんどんどんどん買っております。

この一番の原因は、外材はいつでもどこでも一定の品質、太さです、一定の品質を、一定の量を買うことができるんです。品質が一定、いわゆる太さが一定、そして量も買うことができる。国産材はそれができないんです。品質もばらばら、太いものから細いものまで。量もまとまらない。この供給体制がきちんとないから外材に負けている。

もう一点は、切ったら植えるなんです。例え

ば、山を買う。先ほど森林所有者等、等という言葉の中に、山の土地は買わないけれども立ち木だけ、立木だけ、これだけ買う、そしてその立木を買った方は、それを切つてそのまま、だから植えない。山林所有者も、将来性がないから植えない。切つたら植える、このことがなされていませうでした。

この二つが解決されれば日本の山は再生できるんです。それが今度の森林法でどういう位置づけで、切つたら植える、どう担保できるのか。そして、今度の森林法で供給体制が本当にできるのか。外材に負けないだけの、いつでもどこでも品質一定、量も好きなだけ買える、このところの供給体制ができるのか。そこら辺のところをお伺いしたいと思います。

○皆川政府参考人 お答え申し上げます。

まず、切つたら植えるということでございますが、これまでの現行法では、無届けの伐採について、十分にそれをチェックするところが、法律上からいいますと少し弱かったという面があったんだと思います。そういう意味で、届け出がありますと、その届け出に沿った伐採をしていない場合に措置命令等が行われるということでありましたけれども、無届けということ、どちらかといいますと一番責任をとらない形で切つたというケースについて、その部分をいろいろな措置命令等ができないというところの穴があったということでございます。

今回、そこについて、造林命令といった形で、切つたら植えるということの措置命令が行われるということでございますし、また無届け伐採に関する罰則も強化するというところで、その部分が穴が埋まるというようなことではないかというふうな思っております。

それから、国産材の安定供給ということ自体が、今先生御指摘のように、国産材がなぜ外材に比して競争条件上不利になってきたかということでございますけれども、その安定供給ができないということにまず最大の問題があったということ

は、まさしく認識を共有しております。

その意味で、今回、山側で、いわゆる先が見えるといえますか、こういった計画に基づいてどういった材が出てくるのかということ自体が数力年のオーダーで見通せるという状況をどうつくるかということが非常に大事だということに思っております。それが持続的な森林経営ということにつながるんだと思いますが、それは、まさしく集約化であり、面的なまとまりをつくるということ、これが山側でできれば、さらにそれを、束を束ねて太いパイプで流通過程にのせていくということになれば、外材に伍していけるというようなことだと思います。

その意味で、今回の森林経営計画というものの措置の中で面的まとまりを持った山側の供給単位をしっかりとつくりつければ、国産材時代を招来することができるといふふうに私は思っております。今回の法案でその大きな一歩が踏み出せるというふうに思っているところでございます。

○吉野委員 先ほどの坂本先生のお話で、まさに机上でつくった絵なんですね。すばらしい森林経営計画をつくつてやるという、ここをいかにやらせるか、ここがまさにポイントだと思いますので、本当に皆川長官の全力を挙げて、この改正森林法ができたら、それをきちんと実行できるように、特に予算も含めて、予算対前年三割減なんというのは本当に、すばらしい絵をかくてお金が少ない、こういう現実をきちんと打破していただきたいと思っております。

もう一つ、森林法と木材利用促進法。木材利用促進法ができました。私は、木材利用促進法というのは本当に画期的な法律だと思っております。

いい木をつくる、路網をつくつて高性能林業機械を入れて安く出す、いい木で安ければ、羽が生えたようにどんどん売れるだろうという、これが経済原則なんですけれども、先ほど申しましたように、物流関係、供給体制が外材と比べて全く弱いんです。だから、高い外材でも買わ

なきゃならないんです、大型製材工場は。ここに、木材利用をする、木材を使つていくんだという新しい側面のこの法律で、木材を使うことによってお金が生まれます。このお金が山に循環する。大きな循環がこれによってできたわけであります。

今までの林野政策は、いい木をつくらう、安く出そう、ここでもまっていたんです。これをどう金にかえていくか、これが木材利用法案の大きな、根本的な意味だといふふうに私は理解をしていますが、長官、どのように理解をしているのでしょうか。

○皆川政府参考人 お答え申し上げます。

鹿野大臣からも先ほどお答えしましたけれども、公共建築物の木材利用促進法案と今回の森林法改正というのは、川下と川上、それぞれの大きな一歩ということだと思っております。その意味で、この二つが両方相まって、まさに車の両輪として回っていくことによって、まさしく国産材時代を招来し得る体系ができるんだというふうに思っております。

公共建築物ということで、今まで、戦後の過伐した森林の状況からして、極力公共建築物は木材でつくらないようにしようという時代がございました。それを大きく反転させたのが公共建築物の木材利用促進法案というふうに思っております。これはまさしく、公共、いわゆる公的な分野だけではなくて、それを民間に波及させる大きなインパクトがあるといふふうに思っております。この推進ということと、さらに今回の山側、川上の体系、これをしっかりとやっていくことをあわせてやれば、国産材時代は必ず招来し得るといふふうに思っております。

また、出口対策という面では、もう一つ、再生可能エネルギーの固定買い取り制度ということも検討がなされております。これも、出口をつくるという意味でも大変大事なことではないかというふうにも認識しているところでございます。

○吉野委員 まさにそのとおりです。一生懸命推

進してくださいます。

次に、林野特会なんですけれども、国有林、これは国有林を切つて、そのお金で給料を払つていくということ、ある意味で私は、うがった見方ですけれども、給料を払うために木を切つていくんだ、こういう理解もしているところなんです。ですから、これをやめて、給料を一般財源で払つて、国有林の木材は、木材供給、その市況を見ながら、値段が上がっているときには大量に国有林を出し、値段が下がっているときには国有林をもっと絞る、ふやすとか、そういうダムの機能、調整機能を国有林に求めたいんです。

今は、給料を払うために毎月毎月決まった量を切っている、市況に関係なく切っている、こういう形になっていきますので、ぜひ国有林事業の給料の部分は一般財源化して、給料を払うために木を切るんじゃない、こういうところをお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○皆川政府参考人 お答え申し上げます。

私も同じ認識でございます。我が国の国有林というのは国民の共有の財産でございます。その意味で、その使命というのは木材の安定供給でございますが、急激な木材価格の変動ということには国有林材が供給調整の役割を担うということとは当然のことだと思います。

ただ、それが、なかなか今までの特別会計の体系の中ではできにくかったという面がございます。このため、森林・林業再生プランの中でも、国有林事業の組織、事業すべてを一般会計化して、民有林との連携がより強化できるような形をとるべきだということが提言されております。

実は昨年の行政刷新会議の中で特別会計の事業仕分けというのがあったんですが、私どもこの考え方を主張させていただきまして、国有林事業につきましましては、特別会計を一部廃止しまして一般会計に統合する、負債の方は区分経理をして国民負担をふやさないということの方針を説明させていただきまして、行政刷新会議においてもその方向で了ということになってございます。

から見れば、政府の対応、東京電力の情報隠しにいら立ちと不安が募り、憤りを覚える状況にあります。特に、最も恐れていたブルトニウムが検出されても、すぐには公表せず、人体に問題になるものではない、こういう姿勢には憤りを覚えます。

事故発生以来、食の安全、環境保全に責任を持つ担当大臣として、東京電力や保安院、これに対して毅然とした態度で臨むべきだろうというふうな思っております。この間の大臣の対応、そしてまた多くの消費者、生産者に対する不安、そのことを含めて、これからの、そして今まで起きてきたこの事故に対する処理の仕方、対応の仕方、そして決意、このことをまずお伺いさせていただきます。

○鹿野国務大臣 今回の原発事故によりまして、国民の多くの人たちが大変大きな不安を感じておる、こういう中におきまして、農林水産省といいたしましては、国民の皆様方に対して、まず食の安全を確保する、このことが最も重要な使命である、こんなふうにご感じおるところでございます。

そういう中で、過般、厚生労働省が決定いたしました暫定規制値というものを超えた一部の農産物につきましては、出荷を控えていただきたい、こういう要請も指示が出されたところでございます。

このようなことの措置に對しまして、私どももいたしましては、農業者の人、あるいはまた漁業者の人、消費者の人、そういう方々にしっかりとした情報を提供いたしまして、まず御理解と御協力をいただく。

そして、その出荷制限がなされたということについては、まさしく、これからの、どういう状況になっていくかということ踏まえたときには、相当な因果関係というふうなものは明確になっていくわけでありまして、きちっとした補償というものの、これは適切な補償が行えるように万全を期していくことも大事でありまして、とにかく、

く、私どももいたしましては、農業者そして国民の皆様方の立場に立ちまして、食の安定供給、安全の確保に全力で取り組んでいきたい、このように考えておるところでございます。

○吉泉委員 今回のこの大惨事で農林水産省がどういうふうに対応していくのか。このことが、国民から見れば非常に期待も大きいものがあるというふうには私は思っております。

今回の事故で、十四基の原発の増設を目標に掲げていたエネルギー基本計画を見直す、この方向で動いているというふうには思っております。原発の重視から太陽光などクリーンエネルギーを重視する、こういう転換、このことは当然である、こういうふうには自分自身思っております。

森林・林業再生プラン、このところにおいても、理念の中において、林業・木材産業を成長戦略の中に位置づけ、エネルギー利用拡大に、貢献する、こういうふうなうたつてもおります。これから、この基本計画の見直し、このところが進むんだらうというふうには思いますが、大臣として、この見直しに関して、そしてまた、この再生プランをもっともつと具現化、こういう部分の中で進めていかなきゃならない、こういうふうにも思っておりますけれども、その点についての見解を大臣からお伺いします。

○鹿野国務大臣 これからのエネルギー政策をどうしていくかということにつきましては、政府全体として取り組んでいかなきゃならない大変重要な課題であると思っております。

そういう中で、森林・林業再生プランを実行していくというふうなことは、国民の皆様方の安心と安全な生活を守るという意味におきましても、今日まで連続と続いてきたこの恵まれた自然というものをこれからもしっかりと保全していくという意味におきましても、どうしてもこの森林・林業の再生というふうなものをなし遂げていかなきゃならない、このような認識に立っておりますところでございます。

○吉泉委員 ぜひ、これからのエネルギー政策の

中に大臣としての積極的な発言さらには提言、このことを御期待申し上げさせていただきます。

そしてまた、森林・林業の再生を図る、このことについて、これまで質問の中でも多く出たわけですが、自分自身も、課題について、再生を図るにはやはり地域の林業の事業体、このところが今問題が多くあるんでないか、こういうふうにも思っております。木材の安定的な供給体制を確立していくためには、事業体の経営主体性、このところの強化が不可欠だろうというふうには私は思っております。

二〇〇五年の農林業のセンサスによれば、全国で六千六百七十三の事業体がある、しかし、この六千六百七十三事業体の中で十人以下の事業体はもう八割でもある。まさにこの林業に携わる事業体についてはもう零細企業そのものだ、こういうふうには私は言わざるを得ないというふうには思っております。

この事業体を、またはそれぞれ森林組合等もあるわけでございますけれども、この強化策、このことについてお伺いをさせていただきます。

○田名部大臣政務官 林業事業体の、今後、林業就業者を安定的に雇用していくということもこれからはしっかりと考えていかなければならないと思っておりますし、この事業体がしっかりと事業を行っていくためには、間伐等の事業量というものをしっかりと確保していかなければならないというふうには考えております。また、林業事業体が施業の集約化に取り組むやすい、そういう環境づくりも行っていく必要があると考えています。

また、林業就業者が生きがいを持って仕事につけるように、キャリアアップをしていく仕組みも必要だと思っておりますし、また、そういう人たちが地域に定住をしていくような仕組み、これは総務省が交付税措置をしているものでありますけれども、こういったことも総務省とお互い協力しながら、取り組みに全力を尽くしていきたいと考えています。

○吉泉委員 今、雇用の問題、人材の問題、これ

も含めてこの事業体の御答弁がなされたわけでございますけれども、これからだというふうには私は思っています。今言われまじうように、地域に定住をする、そのためには、経営能力さらには優秀な人材、これがやはり欠かせないわけでございます。しかし、今の現状、このことを見た場合に、林業の就業者、これはまさに、昭和四十五年の二十一万人から五万人、こういうところで、もう激減をしている現状でもございます。そんな中において、高齢化率も非常に高い。

そして今、政府の方として、雇用政策、緑の雇用、このことを打ち出している。若者の新規就業者は確かにふえてきております。しかし、中身を見ますと、それぞれ日々雇用、こういうのが現実でございます。そんな中で二百万、高くて三百万、これが年収の現状。そういう中には、やはり、若者がこの林業に生きがいを持って、そこに定住をする、そういう状況にはなかなかならないんだらうというふうにも少し思うわけでございます。

雇用の政策、緑の雇用、このところについてもっともつと、予算的な問題も含めて、人材の活用、育成、このことにも一度御答弁をお願い申し上げます。

○田名部大臣政務官 先生の御指摘のとおりだと思っておりますし、また、大変重要な課題だと考えています。

森林・林業再生プランの実現に向けて、いよいよ予算もまた中身も一歩踏み出していき、そういう状況にあるわけですが、林業の分野においても、若い皆さんが生きがいややりがいを持ってその場に定住をしながら仕事に励んでいけるような、そんな支援体制をしっかりとつくり上げてまいりたい、そのように考えております。

○吉泉委員 今御答弁もあつたわけでございますけれども、今この再生プランの中では、技術力を生かしたセーフティネットとして、組織、事業のすべてを一般会計に移すことを検討する、こういうふうになされているわけでございます。今林

野庁では、この点に關しまして審議会を設けて、国有林事業の今後の役割等について検討が進んでいる、こういうふうにもお聞きをしております。

私は、国有林事業そのものが我が国の森林・林業の再生に貢献できるように、組織、事業のすべてを早期に一般会計に移行させながら、人材育成を推進し、民有林への指導、サポート、さらには地域貢献、このことを果たす、そういう体制を確立することが急務だ、こういうふうにも思っております。

この点についての一般会計への移行の問題について、現在の状況、そしてまた政府の見解をお伺いさせていただきます。

○篠原副大臣 小泉政権時代に、官から民へ、官から民へという言葉が盛んに喧伝されました。しかしながら、国有林、緑の維持というのにつきましましては、私企業等に任せていくべきことではないのではないかと私は思っております。この点については、先ほど吉野委員から御指摘がありました。国有林野に携わっている人々たちを食べさせるために木を切っているんじゃないか、そういうことをしなきゃならないと。私は、ごもつともな指摘ではないかと思えます。

先ほどから申し上げておりますように、小規模の森林の所有者の皆さんも仲間に加える、あるいは、所有者が不明な場合は国が整備していくというように、これは、根底には、緑、森林の維持というのはやはり国の役割ではないかというのがあるのではないかと私は思っております。

ですから、平成二十一年には、今吉泉委員御指摘のとおり、森林・林業再生プラン、農林水産省がつくり上げたものでございますけれども、ここで、一般会計に移行するということを明言しております、検討するということですね。

それから、昨年の十月の行政刷新会議、ここでは、拙速な議論がなされて、根拠のないような結論が出されている部分がたくさんございましたけれども、この国有林事業につきましては、特別会計の一部は廃止し一般会計に統合、それから、

負債は区分経理して国民に負担をふやさないというふうな、そこそこ真つ当な仕分けがなされたのではないかと私は思っております。

これらを踏まえまして、これも委員御指摘になりましたけれども、林政審議会におきまして、一月に、国有林野の管理経営のあり方を諮問したところでございます。

一般会計化に向けて検討しておるところでございます。年内にはきちんとした結論を出してまいりたいと思っております。

○吉泉委員 ありがとうございます。

年内という、十二月まで、そういう認識でいいのでしょうか。ありがとうございます。

ぜひ、これからの雇用の問題、農林業を含めた第一次産業における雇用そのものをものごとと強化していかなきゃならない、そういうふうにも思っております。そんな面の中では、政府の方として、国有林の果たす役割、このことをきちっと踏まえながら、ぜひ一般会計への方向性というものについて強く打ち出していきたいことを要望申し上げて、時間になりましたので、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○山田委員長 次に、西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

二十分の時間をちようだいたしました。早速質問に入らせていただきたいと思います。早速前に、このたびの東日本大震災においてお亡くなりになりました大勢の皆さんに対して心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆さん方に心よりお見舞いを申し上げます。では初めに、閣下から始めていきたいと思っております。

初めの質問は、今回、路網等の設置のために必要な他人の土地に使用権を設定する、このことにつきまして、この使用権にかかわる使用料、それから、路網整備のために伐採した木材の補償という形のものが発生する場合に、土地所有者が不明の場合には、この使用料それから補償金等につい

てはどういうふうな措置がなされるのか、お伺いをいたしたいと思えます。

○田名部大臣政務官 答えをいたします。

今回の改正によりまして、土地の所有者が不明である場合も、都道府県の知事の裁定によって使用権を設定できることとなります。この場合、土地の所有者に支払うべき土地の使用に係る対価については、都道府県知事が裁定において、周辺地域における土地利用の相場であるとか、また標準的な立木価格をもとにその金額を決定し、路網の開設者が土地の所有者のためにこれを供託することとなっております。

○西委員 早速に間伐が必要となる森林の間伐を行わない場合に、行政の裁定によって、かわって施業代行者が間伐を行う、こういうことになります。間伐材を売った収入より費用が上回った場合、この費用をどうするのか。先ほど、そういうことがないようにというお話がありましたけれども、条件が悪いところでは、必ずしもすべて収益が上がるということにはならない危険性があるんじゃないかというふうに私は思っております。結果的には赤字になる。その場合には、費用が出せないものですから間伐が進まないという結果が出るのではないかとこのように危惧しておりますが、このことについてのお考えを大臣からお伺いしたいと思えます。

○鹿野国務大臣 先生の御指摘の、いわゆる条件不利なところにおいてはなかなか引き受ける人もいないのではないかと、こういうふうな御指摘だと思えます。

この件につきましては、制度の支援対象というものは、平成二十四年度以降ということでありますけれども、間伐代行制度の導入に合わせ、要間伐森林の間伐を代行する者も支援対象とすることといたしております。

そして、この制度では、条件不利地も含めた森林施業の集約化と路網の整備を通じた施業そのものの低コストを図るとともに、間伐材の搬出材積に応じた単価設定をする仕組みとしておりまし

て、搬出経費に見合った支援を受けることが可能であることから、国産材の利用拡大と相まって、代行者による要間伐森林の間伐を含め、収益の確保というものは可能になるのではないかと、このように考えておるところでございます。

○西委員 常に黒字が出ればいいんですけども、木材価格等の変動もありますし、また大変急峻な山地なんかの搬出は非常に労力がかかるとかいう悪条件もあります。その場合にきちっと対応できるように、やはり計画段階からきちっと、黒字といえますか運営ができるようにぜひとも頑張っていただきたいと思えます。

次に、改正案では、市町村の森林計画から要間伐森林という規定を今回削除しております。その理由についてお伺いしたいということ。それから、市町村長が要間伐森林の所有者に対して通知し勧告する、こういう改正ですが、この方が間伐がより進むというふうにも考える理由について、お伺いをしたいと思います。

現行の制度では、市町村森林整備計画には、整備できるところしかなかなか計画にのせられないという非常に難しい部分がございます。反面、計画が公表されて議会の目にも、きちっと目を通すということになりますと、逆にこれがオーソライズされて世間にも目に見える形で計画が決定される、こんなこともメリットとして無視できない部分があるのではないかとこのように私は思います。

今回の改正案の書きぶりでは、要間伐森林の明確な規定がなく、これで市町村長がどういうふうにするのか、何をもちょうこが要間伐森林だと決めるのかというところが不安になります。そうなりますと、責任を負うということになりますので、結局、市町村長が通知、勧告するということが逆に難しくなっていくのではないかと、そういう感じを受けておりますが、このことについて大臣のお考えをお述べいただきたいと思えます。

○鹿野国務大臣 現行制度では、市町村森林整備計画に、早急に間伐等を実施する必要のある森林

を要間伐森林、このように位置づけをいたしているところでございますが、市町村森林整備計画に掲載されるだけでは、森林所有者が認識していないというふうな場合が出てくるわけでございます。このため、今回の改正におきましては、市町村森林整備計画への掲載にかえまして、市町村長が森林所有者に直接通知を行うというようにすることにいたしました。

また、施業代行の手法といたしまして、これまでの分収育林契約の締結に加え、間伐木の所有権の移転というんでしょうか、このことも追加をするというふうなことで拡充をしておるところでございます。

なお、要間伐森林につきましては、市町村森林整備計画の計画事項である間伐を実施すべき林齢や森林の現況等の基準に基づきまして指定されるということでございます。このようなことから適切な運営を図ってまいりたいと思っております。

○西委員 今大臣から答弁いただきましたように、やはり客観的な説明責任を果たせるような形で、ぜひとも首長さんから指定をしていただきたい、このように思います。

次に、十条の九、つまり、伐採及び伐採後の造林計画の変更命令、この規定に関して、今までどれぐらいの件数が適用されたのかということをお伺いします。

このたび、無届けの伐採者に対しては、四つの条件に該当した場合に、市町村長は、造林をなささい、こういうことで命令できるようにいたします。これらの条件は、同条第四項の無届け出の伐採者だけではなくて、第一項の場合の届け出をした伐採者にも同じ形として通じるような条件ではないかというふうに私は思われるんですが、これらの条件が無届け出の伐採者のみが対象となる条件、これに限られるのかということについてお伺いをさせていただきます。

○篠原副大臣 現行法上で命令をした実績があるかどうかというところでございます。十年間、ござ

いません。

命令の実績がない理由でございますけれども、届け出を行った人たちは、届け出の中に計画が書いてあるわけです。ですから、首長さんはそれを承知しているわけです。ちょっとおかしかったりすると市町村が行政指導により是正しておつて、わざわざあえて命令を下す必要がなかったのではないかと思います。

それから、今度、では、届け出を行っている中で、造林計画について、いろいろ変更したり、遵守の命令を出すのにきちんと要件が必要じゃないかというところでございますけれども、その点については、変更しようとする場合、もう計画があるわけです。だから、その計画に従って造林をしているかしていないか。ですから、計画自体が要件に当たるのではないかと、計画どおりにやっているかやっていないか。ですから、あえて要件が必要ないのではないかとというのが一つでございます。

それから、遵守も同じでございます。そもそも、同じになるんですよ。計画そのものがあるわけですから、計画に沿っているか沿っていないか、沿っていないからこうしろ、これを守れというのを、計画そのものが要件になるのではないかと私は思っております。

そういったことで、今回は、この法案に新たな要件は出しておりません。ですけれども、実際にそういったことをする場合は、西委員御指摘の四つの項目、これは参考にはなるのではないかと私は思っております。

〔委員長退席、梶原委員長代理着席〕

○西委員 既に計画ができていなければならないというところで、計画ができていながらもかわらず実施されていないという部分がまさしく今問題になっているわけで、そのままの適用はしてもいいんですが、きちっと実施できるように、これからまた行政上体制を整えて、適用をきっちりしていくということをお願いをしたいと思っております。

次に、伐採の中止規定をもとと質問しようと

思っております。政府にはない、自民党さんには入れられているということを質問しようと思いましたが、たくさん質問が出ておまして既に回答が出ておりますので、これはやめさせていただきます。

次に、改正案の中で、従来の森林施業計画から森林経営計画というふうに変更しております。この理由についてお尋ねをしたいと思います。

同時に、政令で定める基準というふうにありますのは、現行と同じ三十ヘクタール以上ということになるのだろうと思いますが、点から面で森林整備を進めていこうというのが改正の趣旨であるならば、この政令の基準はもう少し面的にとらえられるように見直すことも必要ではないかというふうに考えておりますが、この点についてのお答えをいただきたいと思っております。

○田名部大臣政務官 今回の見直しでありますけれども、森林の面的なまとまりを確保して効率的な施業を推進していく必要があるというふうな考えのもとで行われました。

それで、森林経営を行う意思のないとか意向のない森林所有者には、効率的な施業を行って持続的な森林経営を行える方に委託をしてみたいと、委託をしてみようことを期待しているわけです。

そのため、森林所有者のほか、森林経営を行わない所有者から委託を受けて森林経営を行う者が計画を作成できることとした上に、対象森林について、地形その他の条件から一体的に森林の整備を行うことでその効率化が図られる森林を単位として計画を認定することで、面的なまとまりを確保する考えであります。先生最後に御指摘あった、面的なまとまりを確保する、この観点を私たちもしっかり踏まえていかなければならないと思っております。

対象森林の具体的な基準であります。このことについてこれから政令で定めることとなりますけれども、地形であるとかその他の自然条件、こういったことから見て施業を一体として効率的に

行えることをしっかりと踏まえて、これからその方向で検討をしていきたいというふうに考えています。

○西委員 まず三十ヘクタールありきということで、なかなかそれがまとまらないから面的集積ができないということよりも、少し狭くてもきちっとしたまとまりができるということを優先していただければというふうな趣旨でございます。よろしく願います。

次に、衆法をお出しいただいた皆さん方にお答えをいただきたいと思っております。

森林の所有者となった者は、今回、衆法では、市町村長に届け出るということになります。また、都道府県知事及び市町村長は、森林所有者等に関する情報の内部利用をして、情報提供を求め

ることも考えておられるということです。いずれにいたしましても、これらの情報について集約して一元化するというところをお考えになっていくんじゃないかなというふうに思うんですが、そのことについての確認でございます。その際に、森林簿など既存のものを利用してそれを改善しようとしていくのか、それとも、新しく何らかの森林情報のデータベースなんかを考えておられるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

〔梶原委員長代理退席、委員長着席〕

○高市議員 今回、この届け出制を設けました趣旨は、森林所有者等を行政がきっちり把握して、そして指導監督権限を適切に行使する、これを担保するためのものでもございますので、今西委員おっしゃいましたとおり、この情報というのは一元化、集約化していくことを目指しております。その際、都道府県が持っている森林簿に入れていくという方法もあるんですが、立法者としてはデータベース化を希望いたしております。

今も、森林地理情報システムというものを徐々に都道府県が導入し始めております。これは、森林の図面情報であったり、森林簿などの帳簿情報

であったり、それからまた施業履歴、こういったものであったり、これを集約化しつつあるということですので、こういったところに集約化していきますと、恐らくこれから森林計画の策定ですとかそういったところにも使っていくと思いますので、立法者としてはデータベース化を期待いたしております。

○西委員 できるだけ充実したものになればというふうに思います。

今回、森林の所有者に届け出義務がかかるということになりましたが、これをどのように周知徹底していくかということが私はかぎになるのではないかと思います。先ほどからも議論がありましたように、なかなか山林の売買、相続等がスムーズに行われていなくて、昔の人の名前がそのまま書いてあったりということは私の地元でもたくさんあります。

役所への何らかの接触は、例えば、その方がお亡くなりになったときの死亡届だとか、それから税務署に相続税の申告をしに行くだとか、森林に対する所有者の変更のさまざまな機会というのが、役所とつながっているところがあると思うんですが、こんなときに、届け出義務について行政の方からちょっとアドバイスをしてもらう、案内をしてもらう、こんなことがあればスムーズにいくのかな、こんな思いを持っております。また、不動産の関係者へも周知徹底をしていただくと、さまざまな取り組みによって、とりあえず森林の所有者に届け出をしていただく、周知するというところから、今回の皆さん方のお考えの具体化が始まるのではないかなというふうに思っております、その点についてのお考えをお伺いしたいと思っております。

○高市議員 周知を徹底するという観点から、公布から施行まで六カ月の期間をとりました。この間に国や地方公共団体が広報物などを通じて周知していくということも考えられます。

それから、国土利用計画法にも届け出制度があるので、あれはどのように周知したのかしらと調

べてみましたら、あのときは、行政書士会ですとかまた司法書士会、それから不動産関係団体などの御協力を得ている。それからまた、登記の際にいうことで法務局にも広報物を置いたりしておりますので、今回、この法案に関しまして、やはり周知というのは、森林組合初め林業関係団体もたくさんございまして、そういったところの御支援も得ながらということになるかと思っております。

それから、相続が何代も続いて、もう自分自身が森林所有者かどうかわからなくなっておられるような方もおおいのかと思いますが、今回こういう制度が導入されたということによって、いまだ自分で確認をしてみようというきっかけにもなると思いますし、どうしても判断が難しいという場合には、行政の方でも、登記簿を確認したり、地縁による調査をしたり、そういった取り組みをしていただくことも必要かと思っております。

○西委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○山田委員長 次に、石田祝稔君。

○石田(祝)委員 公明党の石田祝稔です。

きょうはお時間をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、もう今回の震災でお亡くなりになった方が一万人を超えました。行方不明の方と合わせると約三万人と、大変大きな災害でございまして。心から御冥福とお見舞いを申し上げます。思います。

まず、法案の質問に先立ちまして、この法案と直接関係ありませんが、一言、政府の御見解をいただきたいことがありますので、ちょっとお願いをいたしたいと思っております。

この後、お茶の問題について取り組みを委員会としてしますけれども、この中で、お茶の伝統と文化ということが載っております。このことについて、政府としてはどのように受けとめているのか、端的にお答えをお願いしたいと思っております。

○鹿野国務大臣 与野党で協議されており、また、本委員会での提案が予定されているというお茶の振興に関する法律案の内容につきましては承知をいたしておるところでございますが、農林水産省といたしまして、お茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している中で、お茶の文化の振興を図ることは、茶業のいわゆる健全な発展と豊かな国民生活の実現に寄与することになる、このような考え方に立っておりますところでございます。

また、茶道から日常の喫茶まで、お茶の歴史や伝統に関する幅広い知識を普及することは、お茶の文化の振興を通じて、茶業の健全な発展と豊かで健康的な国民生活の実現につながるものではないか、こんなふうにも考えているところでございます。

このため、法案が成立した暁には、こうした法律の趣旨と目的を実現できるよう、農林水産省といたしましても最大限努力してまいりたいと考えております。

○石田(祝)委員 大臣、ありがとうございます。

ことは国際森林年でございます。私も、林野庁からいただいたバッジをつけて、森林ということをしつかりと啓蒙してまいりたいと思っております。

私のふるさと高知県は、全国一の林野率を誇る県でございます。森林そのものがたくさんあるんですけれども、即、山の振興になかなかつなげていってられない。こういうこともありますので、この法律が成立の暁には、ぜひともしっかりとした対応をお願いしたいというふうに思います。

それでは、まず、今回の森林法の改正で、皆さんいろいろ御質問なさいましたのでダブるかもしれませんが、一番大きな今回の目玉というんでしょいか、今までとの違いは、やはり森林等所有者の私権に踏み込んでいる、制限に踏み込んでいる、この点が今までと大きく違うのではない

か、このように私は思っております。

今までもそれらしいことはあったかもしれませんが、効性のある法律として今回考えられていると思います。その中で、この私権の制限ということについて、私は老婆心ながら非常に心配もするんですが、この点について心配がないのか、このことでまず御答弁をお願いいたします。

○鹿野国務大臣 今回の改正によりまして、施業代行者によるところの早急に間伐が必要な森林の間伐や、路網等の設置に必要な他人の土地への使用権の設定が可能となるというところでございます。

このような措置というものは、森林の有する公益的機能を十分に発揮させる上で不可欠となる適正な施業の確保に真に必要な場合に限って適用、こういうふうな考え方であります。十分な公益性が認められるというふうに考えているところでございます。

これらの措置によりまして財産権の制約を受けることになる森林の所有者に対して、間伐木から得られる収益や土地の使用に係る対価を支払うことも明記されております。こういうことで、憲法上の財産権の保障の要請も満たしているのではないかと、このような考え方が私どもの基本的な認識でございます。

○石田(祝)委員 今大臣、心配ない、こういう御趣旨だったと思いますが、えてして現場ではいろいろトラブルも起こりますので、これはよくよく執行段階で丁寧に行っていただきたいと思っております。とにかく、隣同士の境界で一センチでもずれておたら大変な問題になるというのが昔からでございますので、他人の土地を、道をつけるというところで、大変な工事としてその中を通っていくわけですから、これは重々その点御注意もお願いしたいと思っております。

それで、今回の震災に関して申し上げますと、これから仮設住宅等もどうしてもつくっていくかなければなりません。どうしてもこれは、木材に対

する需要ということも当然出てまいります。今回の震災で、いわゆる加工場とかいろいろなところも大分大きな被害を受けているように思いますが、こういう点をこれからどういうふうに復旧させていくのか。

そのことと、今回、木材需要が出てまいりますから、これはぜひとも国産材も使ってほしい、こういう希望も私はいたしますが、加工施設等の復旧の問題と、これからの仮設住宅の建設に当たって木材の需要に国産材がどうこたえていけるのか、この点について御答弁をお願いします。

○篠原副大臣 木材の自給率も相当下がっております。木材、それから我が省の所管物資でいうと小麦、それから今問題になっております石油はほとんど外国から参りますので、その関係の工場はほとんど港湾のすぐ近くでございます。

したがって、合板の関係では、仙台港を中心にたくさんあつたわけでございますが、相当被害を受けておまして、七つの大きな工場が操業停止に追い込まれております。これは港の回復、港湾設備の回復と一緒に復興、復旧もそうですけれども復興で相当直さなければいけないということで、そのプランの中に入れて再建を図っていかなければならぬことではないかと思っております。

次に、仮設住宅あるいは復興住宅について国産材をどう活用すべきではないかという点。この点は私は、農業と漁業の場合は、農業の場合は資源等、土地の制約があり、漁業の場合も資源制約がある。それに対して、林業につきましては、我々の祖父の世代にさんさん植林をしていただいております。日本で年間使う木材と同じ量が大きくなっている。ですから、使おうと思えば使えるわけです。ただ、その体制になっているかどうか。

先ほどここで、谷委員、提案者として横におられて、いや、合板は西日本でももう不足ぎみになつてゐるんだ、ちゃんとしてくれという要請がございました。我々、そういうことのないように

しているつもりでございます。先ほど林野庁長官も答えておりましたけれども、既に三回、業界団体の皆さんと話し合いをしております。こういった地道な努力を重ねまして、この際ですから国産材をたくさん使つていただく。

先ほどちょっと、合板について、もつと東北側のシェアが大きいと。きちんとした県別の統計がないんですけれども、宮城、岩手が二割から三割でございます。東北全体では、秋田のところがありますので五割近く、四七、八%供給されておるわけです。木材についても地産地消、地元のものを使つていただくというのが一番いいので、こういったマッチングを政府が中心になつてやっていけばいいのではないかと思っております。

今後とも、国土交通省と協議をいたしまして、国産材をこの際うんと使つていただくようにしてまいりたいと思っております。

○石田祝委員 あと心配な点は、先ほどちょっと副大臣もお話しになりましたけれども、私の地元の高知県、また四国、いろいろとお声が聞こえてまいりまして、資材がどうも足りない。ですから、それぞれの地元でもいろいろ建設は当然予定をされておりますけれども、そういうものが突然というんでしょうか、急になくなつてしまつたと。ですから、住宅着工等もおくれる、完成もおくれる、こういうことも今現実に出てきております。

ですから、復興はとにかく全力で、国を挙げて、それぞれの地域の協力もいただいてやっていかなきゃいけませんけれども、それと同時に、まあ、人為的なことはなと思いますけれども、売り惜しみだとか意図的に供給を調整するようなことがないように、こういう点もぜひ目を光らせていただきたいというふうに思います。

さて、きょうは文部科学省にも来ていただいておられますので、引き続き、原子力発電所の事故による農業被害、このことでお伺いをいたしたいと思ひますが、現実に出荷制限を受けているところ、またそれに伴う風評被害、こういうことも出

てきているわけです。

先ほどからも御質問等がありましたけれども、私も消費者庁を呼んで一度お聞きをしました。原産地表示が大体県単位になっている、ですから、現実には全然問題ないものも、何々県、こういうことが出てくるだけでも敬遠されてしまう、そして引き取りをしない、こういうことが現実起きていようではありませんか、こういう問題について、原子力損害賠償法、これは出荷制限されている地域、品物以外に、風評被害についても私は当然損害賠償すべきであると思ひますが、このことについて、まず文部科学省からお聞きをいたします。

○加藤政府参考人 御説明申し上げます。

原子力発電所の事故に關しまして発生してございます風評被害に關しましては、それが生じないよう、まずは、関係省庁を初めといたしまして私ども関係機関が正確かつ客観的な情報を国民の皆様方に伝えることが重要だと考えてございます。

御質問にございました関係でございますけれども、原子力損害の賠償に關する法律がございまして、この法律のもとでは、一般論といたしまして、事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、原子力損害に當たるものとして適切な賠償を行うことになってございます。したがって、御質問にございました風評被害に關しましては、このような考え方から照らしまして判断されるものと考えてございます。

以上でございます。

○石田祝委員 これは、政府も記者会見等で、第一義的に東電の責任である、こういうことは繰り返しておしやっておりますけれども、東電は、もう今原発をとにかく静めることがまず当面の課題と、そういう被害に対して損害を、どう責任をとっていくのか、こういうことになかなか頭が回っていないように思います。

それでまた、お金が出てくるにもこれは時間がかかるわけでありまして。この間、被害を受けた農

業者、風評被害を受けた農畜産物を扱う皆さん、こういう方々にどういうふうな手をかけていくか、こういうことが大事だと思ひますが、毎日のお金が突然入ってこなくなるわけですね。

これは大臣、つなぎ融資という言い方で、あちこちで大臣も御答弁なさつたり、または記者会見でもお話しになつていようでありますけれども、もうこれはそろそろ、検討、検討という答弁の時期は過ぎたんじゃないですか。さつきも話がありました、きょうは二十日目でありまして。ですから、現実には被害を受けている方が日々困窮をされている、これは間違いありませんので、大臣、そろそろ具体的なことをおしやっていたいた方が私は皆さんが安心するんじゃないかと。御答弁をお願いします。

○鹿野国務大臣 今の先生からの御指摘につきましては、先ほど申し上げますとおり、官房長官からも、いわゆるつなぎ資金的なものの手当てについて検討するよというふうな話がございまして、我が省といたしまして、多くの農業者の方々が現金収入が途絶えているというふうな実態もございまして、何とかこの点に配慮した仕組みというふうなものをつくることのできないか、こういうふうなこと今詰めておるところでございます。

そういう意味で、先生から、具体的にもつと云え、こういうふうな言い方はできないか、こういう御指摘でございますけれども、今、詰めのところでございますので、いずれまた御報告をさせていただきますことが来ると思ひますけれども、一生懸命、詰めておるところでございます。

○石田祝委員 これは、それぞれ役所の問題もあつて、各省庁間の話し合い、また東電との問題、いろいろやつていと思ひますが、中身もそうですけれども、いつごろまでにというめどできないんですか。

○鹿野国務大臣 そのとおりです。いつごろまでかというのも、農業者の方々が待つておられると思ひます。

一つの考え方といしましては、もうそろそろ、今、年度末ということもございまして、何とか年度末、新年度くらいまでにはなという、こんな思いは私は個人的に持つておりますけれども、今先生もおっしゃられたとおり、いろいろ連携等々の関係のところもございまして、何とかできるだけ早くというふうな気持ちで取り組んでいるところでございます。少しでも早くということで努力をしてみたいと思います。

○石田(祝)委員 今年度も、きょうとあすしかないですね。あさつてはもう新年度です。予算も成立しました。ですから、このまま持ち越したら、足かけ二年度にわたって決められなかったということになりますよ、大臣。

大臣は山形で、天童の近くじゃないですか。天童は同じ県内だと思えますけれども、詰めるという、詰めるのが得意だと思ふんですよ、山形は。ちゃんとパチッと詰めていただいたいの思うんですよ。いつまでも指してちゃだめです。詰めるさやいけない、最後は。これは、一日も早くという言葉を信じて、この程度にきょうはこの問題はとどめますけれども、ぜひ御奮闘いただきたいと思ひます。

では最後に、天災融資法、これはぜひ早く発動すべきじゃないのか。今回は未曾有の災害で、いわゆる千年に一度の地震だ、こう言われているわけですね。そして、この天災融資法については、平成に入ってももう十回ですか、政令で発動されているわけですね。二十年、二十一年、二十二年の間に十回も発動されている天災融資法が、未曾有の災害、千年に一度だ、こういう大きな地震の被害だ、これを、発動がまだなぞできていないのか、私は非常に不思議に思っております。

天災融資法を発動すべきだということ、お貸しをされる利子についてはその都度決められるということですから、この際無利子で融資をすべきだ、この二点について明確な御答弁をお願いいたします。

○鹿野国務大臣 先生からの御指摘の、天災融資

法を何でもっと早くやらないのか、こういうことでございますけれども、その発動についても今検討しているというのが実態でございますけれども、できるだけ早く措置を講じていかなきゃならないと思っております。

また、今回の、これまで先生からの御指摘の金利水準、融資条件というふうなことににつきまして、被災された農林漁業者の経営再建を本当の意味で支援することができるようになるように、最大の努力をしてみたいと思っております。

○石田(祝)委員 大臣、いろいろ被災に遭われた方、本当に大変な中でこれから頑張つていこうというの、要するに、将来こうなるぞというところが見えていかないと、あしたはどうなる、あさつてはどうなる、わからないという中では、だんだんと心もなえてくると私は思ふんですね。ですから、大臣は農林水産大臣ですから、検討大臣じゃありませんので、ぜひこの天災融資法についても発動を早く決断していただきたい。

特に、いろいろなところで、私もこの法律、六法を見ますと、やはりこういう災害のときには、新しくもう一度やり直そう、こういう方々の大きな励みになる法律でありますから、この法律については、きょうあした、年度内に二日しかありませんけれども、年度内に起きたことは年度内でするというやりましようよ。

大臣、このことも含めまして、最後に、この災害に対して大臣の御決意、通告はいたしておりますけれども、お伺いをして、質問を終わりたいと思ひます。

○鹿野国務大臣 被災地の皆様方のお気持ちというふうなものをしっかりとらまえて、全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

○石田(祝)委員 終わります。

○山田委員長 この際、お諮りいたします。

第百七十六回国会、高市早苗君外十六名提出、森林法の一部を改正する法律案につきまして、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許

可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山田委員長 内閣提出、森林法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○山田委員長 この際、本案に対し、佐々木隆博君外五名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党及び社会民主党・市民連合の四派共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。佐々木隆博君。

森林法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○佐々木(隆)委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付したとおりであります。以下、その内容を申し上げます。

第一に、地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに森林の土地の所有者となつた者は、市町村長にその旨を届け出なければならぬこととしております。ただし、国土利用計画法第二十三条第一項の規定による届け出をしたときは、この限りではないこととしております。また、市町村長は、当該届け出に係る民有林が保安林等であるときは、都道府県知事に当該届け出の内容を通知しなければならぬこととしております。

第二に、都道府県知事及び市町村長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等に関する情報を、利用目的以外の目的のため

に内部で利用することができるとともに、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に對して、森林所有者等の把握に關し必要な情報の提供を求めることができるとしてあります。

第三に、市町村長は、届け出義務に違反して立木を伐採した者に対して、造林命令のみならず、伐採の中止を命ずることができるとしてあります。

第四に、国及び地方公共団体が講ずる措置について、保安林に係る権限の適切な行使、森林の土地の境界の確定のための措置、森林に関するデータベースの整備等、施業の集約化等の事業の推進、地方公共団体が行う保安林等の買い入れに係る財政上の措置に關する規定を設けることとしてあります。

その他、施行期日の見直し、所要の規定の整理を行うこととしてあります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○山田委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、森林法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、佐々木隆博君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山田委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○山田委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、梶原康弘君外三名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党及び社会民主党・市民連合の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。谷公一君。○谷委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

それでは、案文を朗読いたします。

森林法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

未曾有の東日本大震災により、森林・林業・木材産業においても例のない甚大な被害を受けている。一日も早い復興のために全力を尽くすべきである。

加えて、木材価格の低迷による経営意欲の低下や不在村森林所有者の増加などを背景として、適正な森林施策が行われていない森林が増加している。

こうした中で、林業を地域産業として再生していくとともに、適正な森林施策の確保と持続的な森林経営の確立を図ることが、森林の有する多面的機能を十分発揮させ、木材自給率の向上を目指す上でも極めて重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努めるべきである。

記

- 一 被災地における木材産業・治山施設・海岸林などの復旧に向け、特別な財政上の措置を含め迅速かつ万全の措置を講じること。
- 二 林産物の流通・消費に無用の混乱が生じないよう適切な対応に努めること。
- 三 行政による立入調査の主体の拡大や土地の使用権の設定に関する協議の認可等、本法改

正の趣旨を十分に踏まえ、震災の復旧に努めること。

四 保安林等の機能を保全するため、地方公共団体が森林所有者等に関する情報を円滑に把握・利用することができるよう、関係省庁は連携して必要な協力を行うこと。

五 無届伐採に対する中止・造林命令や所有者不明森林における路網整備・間伐等の施業代行の制度を活用し適正な森林施策が行われるよう、当該制度の趣旨及び手続について地方公共団体を含めて現場に十分浸透させること。また、制度の適切な運用に努めること。

六 木材自給率五十%以上の目標達成に向け、路網整備や造林・間伐等の促進、森林施策の集約化、木材の安定供給や利用拡大等の施策が確実に行われるよう、森林・林業基本計画及び全国森林計画を見直すこと。また、これらの施策の推進に必要な財政上の措置を講じること。

七 森林・林業の再生を通じた山村振興や地域経済の活性化を推進するため、森林組合をはじめ、地域の林業事業者や林業の担い手を将来にわたって確保できるよう人材の育成に努めること。その際、国有林の組織や技術、フィールドの活用により、民有林への指導・サポートや連携等による地域貢献ができるよう、国有林野事業及び組織の在り方について一般会計への移行も含め検討すること。

八 地球温暖化防止のための森林吸収源対策、木材や木質バイオマスの利用拡大を着実に推進するため、環境税の使途にこれらの対策を明確に位置付け、必要な安定財源を確保すること。

九 施業集約化による林業経営の継続を確保する観点から、平成二十三年度税制改正大綱及び本法改正の趣旨を踏まえ、平成二十四年度税制において山林相続税・贈与税の納税猶予措置を講じること。

以上の附帯決議案の内容につきましては、質疑の過程等を通じて御承知のところと存じますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山田委員長 起立総員。よって、本法法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣鹿野道彦君。

○鹿野国務大臣 ただいまは法案を可決いただきましたので、附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、関係省庁とも連携を図りつつ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○山田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○山田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山田委員長 次に、農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お茶の振興に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしております

とおりの起草案を得ました。

本起草案の趣旨及び主な内容につきまして御説明申し上げます。

本案は、お茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担うとともに、茶業が地域の産業として重要な地位を占めている中で、近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることにかんがみ、茶業及びお茶の文化の振興を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、農林水産大臣は、茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項、お茶の需要の長期見通しに即した生産量等の茶業の振興の目標に関する事項、茶業及びお茶の文化の振興のための施策に関する事項等を内容とする茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針を定めることとし、その際、お茶の需給事情を把握するため必要があるときは、都道府県知事、茶業団体等に対し、資料の提出等の必要な協力を求めることができることとしております。

第二に、都道府県は、国の基本方針に即し、当該都道府県における茶業及びお茶の文化の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないこととし、その際、お茶の需給事情を把握するため必要があるときは、茶業団体等に対し、資料の提出等の必要な協力を求めることができることとしております。

第三に、国及び地方公共団体は、茶園に係る農業生産の基盤の整備、茶樹の改植の支援、災害の予防の推進等お茶の生産者の経営の安定のために必要な施策、お茶の加工及び流通の高度化、品質の向上の促進、消費の拡大並びに輸出の促進のために必要な施策、お茶の文化の振興のために必要な施策等を講ずるよう努めることとしております。

第四に、国は、地方公共団体の施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置等を講ずるよう努めることとしております。

す。
なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。
以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

お茶の振興に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○山田委員長 お諮りいたします。

お茶の振興に関する法律案起草の件につきまして、お手元に配付いたしております起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山田委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とするに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十九分散会

森林法の一部を改正する法律案に対する修正案

森林法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定中「森林経営計画」に「の下に」「第百三十三条」を「第百三十四条」に「を加える」。

第十条の七の改正規定中「改める」を「改め、同条の次に次の一条を加える」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）
第十条の七の二 地域森林計画の対象となつてい
る民有林について、新たに当該森林の土地の所

有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならぬ。ただし、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る民有林が第二十五条若しくは第二十五条の二の規定により指定された保安林又は第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

第十条の九に一項を加える改正規定のうち同条第四項中「伐採した者」の下に「が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者」を、「において、」の下に「伐採の中止をすること又は」を、「対し、」の下に「伐採の中止を命じ、又は」を加える。

第三十九条の六の改正規定の次に次のように加える。

第四十条の見出しを「（保安林に係る権限の適切な行使）」に改め、同条中「農林水産大臣」を「前項に定めるもののほか、農林水産大臣」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

農林水産大臣及び都道府県知事は、第二十五条第一項各号に掲げる目的が十分に達成されるよう、同条及び第二十五条の二の規定による保安林の指定に係る権限を適切に行使するものとする。

第九十一条第一項及び第二項の改正規定中「改める」を「改め、同条の次に次の五条を加える」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

（森林所有者等に関する情報の利用等）
第九十一条の二 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たつて特定され

た利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に對して、森林所有者等の把握に關し必要な情報の提供を求めることができる。

（森林の土地の境界の確定のための措置）
第九十一条の三 国は、森林の施業が適切に行われるためには森林の土地の境界の確定が重要であることに鑑み、全国の森林の土地について地籍調査の実施の一層の促進を図る等その境界の確定が速やかに行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（森林に關するデータベースの整備等）
第九十一条の四 国及び地方公共団体は、森林の施業が適切に行われるためには森林に關する正確な情報の把握が重要であることに鑑み、森林に關するデータベースの整備その他森林に關する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（施業の集約化等の事業の推進）
第九十一条の五 国及び地方公共団体は、効率的な森林の經營を可能とするためには森林の施業の集約化等の事業の推進が重要であることに鑑み、これらの事業を担うことができる森林組合等の主体の育成、当該事業への支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の事業を実施するために必要な専門的知識及び能力を有する者並びに当該事業を地域一体となつて行うに當たつて指導的な役割を担う者を養成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体が行う保安林等の買入れに係る財政上の措置）
第九十一条の六 国は、地方公共団体が保安林その他森林の有する公益的機能を維持することが特に必要であると認められる森林の買入れを行うことができるよう、第四十六条第二項の規

定による補助その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第九十六条の二各号列記以外の部分中「都道府県」を「地方公共団体」に改め、同条に次の一号を加える。

六 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に關するものに限る。）

第九十六条の二に次の一項を加える。

2 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に關するものに限る。）は、地方自治法第二十九条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

第二百九条の改正規定の次に次のように加える。

本則に次の一条を加える。

第二百四十四条 第十条の七の二第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則第一条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条の八第一項第五号の改正規定（第百八十八条第二項）を「第百八十八条第三項」に改める部分に限る。

二 第四十九条の改正規定、第五十条の改正規定、第五十一条の改正規定及び第五十二条の改正規定並びに附則第九号の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において

政令で定める日

附則第二条第一項中「前条ただし書に規定する」を「前条第一号に掲げる」に改める。

附則第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項中「附則第一号ただし書に規定する」を「附則第一号に掲げる」に改める。

附則第六条の見出し中「伐採後」を「伐採の中止及び伐採後」に改める。

附則第九条中「この法律を」を「附則第一条第二号に掲げる規定」に改める。

附則第十五条を附則第十六条とし、附則第十二条から第十四条までを一条ずつ繰り下げ、附則第十一号の次に次の一条を加える。
(地方自治法の一部改正)

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)

第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。)

お茶の振興に関する法律案

お茶の振興に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、お茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担うとともに、茶業が地域の産業として重要な地位を占めている中で、近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、茶業及びお茶の文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めることとし、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する措置、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、もって茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の項各号列記以外の部分中「都道府県」を「地方公共団体」に改め、同項に次の一号を加える。

六 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る。)

別表第二土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の項の次に次のように加える。

第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。)

第二条 農林水産大臣は、お茶の生産、加工又は販売の事業(以下「茶業」という。)及びお茶の文化の振興に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

二 お茶の需要の長期見通しに即した生産量その他の茶業の振興の目標に関する事項

三 茶業の振興のための施策に関する事項

四 お茶の文化の振興のための施策に関する事項

五 その他茶業及びお茶の文化の振興に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めるに当たってお茶の需給事情を把握するため必要があると認めるときは、都道府県知事、茶業を行う者が組織する団体(以下「茶業団体」という。)その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣は、お茶の需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(振興計画)

第三条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における茶業及びお茶の文化の振興に関する計画(以下「振興計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、振興計画を定めるに当たってお茶の需給事情を把握するため必要があると認めるときは、茶業団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(生産者の経営の安定)

第四条 国及び地方公共団体は、お茶の生産者の経営の安定を図るため、茶園に係る農業生産の基盤の整備、茶樹の改植(茶樹を除去した後、苗木を植栽することを含む。)の支援、災害の予防の推進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(加工及び流通の高度化)

第五条 国及び地方公共団体は、お茶の加工及び流通の高度化を図るため、お茶の生産者による農業と製造業、小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に係る取組及びお茶の加工の事業を行う者(以下「加工事業者」という。)による加工施設の整備に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(品質の向上の促進)

第六条 国及び地方公共団体は、お茶の品質の向上を促進するため、お茶の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、お茶の生産者及び加工事業者による品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(消費の拡大)

第七条 国及び地方公共団体は、お茶の消費の拡大を図るため、お茶の新用途への利用に関する情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、お茶を活用した食育の推進がお茶の消費の拡大に資することに鑑み、児童に対するお茶の普及活動への支援その他お茶を活用した食育の推進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(輸出の促進)

第八条 国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等がお茶の需要の増進に資することに鑑み、お茶の輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(お茶の文化の振興)

第九条 国及び地方公共団体は、お茶の文化の振興を図るため、お茶の伝統に関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十条 国及び地方公共団体は、茶業及びお茶の文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(国の援助)

第十一条 国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

お茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担うとともに、茶業が地域の産業として重要な地位を占めている中で、近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、茶業及びお茶の文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する措置、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。